

市民生活

1	市 民 協 働	93
2	地域コミュニティ づくり活動支援	94
3	住居表示・地籍調査	96
4	戸 籍 ・ 住 民	100
5	総合支所 市民センター	101
6	安全安心まちづくり 交通安全対策	105
7	消 費 者 行 政	109
8	男 女 共 生 推 進	110
9	青 少 年 育 成	114
10	文 化 振 興	118
11	国際交流・国内交流	124
12	人 権 推 進	129

1 市民協働（市民協働推進課）

概 要

市民と行政とが、共通の課題や目的に対し協力して取り組み、地方分権社会に対応した自主自立のまちづくりを進め、また、市民と行政とが一体となって互いに助け合い共に支え合うまちの実現を図るため、自治基本条例の制定、市民が公益活動に取り組むための指針及びパブリックインボルブメント（P I）マニュアルの策定に取り組んでいる。

（1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市産業文化会館 1 階に設置し、ボランティア等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPO 法人等の活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供する。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、「よかよかボランティア登録制度」への登録者には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 交流、作業の場の提供

会議スペースや、無料で印刷機が利用できる作業場の提供。

あいぽーと利用件数

年度	16	17	18
件数	4,042	2,877	6,036

（2）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保健登録団体数

年度	16	17	18
件数	1,492	1,576	1,637

（3）「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進

公園・道路・河川等の公共空間について市民が主体的に美化活動に取り組み、行政がそれを支援する「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進を図る。

ふれあい美化ボランティア協定締結団体数

年度	16	17	18
件数	38	53	67



(4) 「市民協働モデル事業」の実施

多様化する市民ニーズに取り組むため、市民活動団体のノウハウを活かした提案をした団体と行政とがパートナーとして、事業展開をする。

年度	テ ー マ (市政課題)
18	テーマ1 「障害者の地域生活支援ボランティア」 テーマ2 「家庭からの生ごみの分別収集およびリサイクルの検証」
19	テーマ1 「ひとり親家庭に対する支援」 テーマ2 「野良猫から地域猫へ、地域における課題への取り組み」

2 地域コミュニティづくり活動支援 (地域づくり推進課)

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成され、団体相互の連携調整を図りながら、地域のコミュニティづくりと住民自治の確立に向けた組織として、校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会やまちづくり委員会への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援

ア 町内自治会の結成状況

(平 19. 3. 31 現在)

	中央地区	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区	合 計
校 区 数	17	20	13	17	13	80
町内自治会数	235	144	97	121	130	727

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

助成内容

種 別	年 額 (円)
200世帯以下	60,000
201世帯以上400世帯以下	65,000
401世帯以上800世帯以下	70,000
801世帯以上	75,000

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数 22,731灯 (平19.3.31現在)

種 別	年額（1灯につき：円）
4月1日までに設置された防犯灯	2,000
4月2日から6月30日までに設置された防犯灯	1,500
7月1日から9月30日までに設置された防犯灯	1,000
10月1日から12月31日までに設置された防犯灯	500

（2）校区自治協議会の設立推進

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業（活動）
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況（68校区）

（平19.8.1現在）

鮑田西校区	鮑田東校区	鮑田南校区	麻生田校区	池田校区	池上校区	出水校区
泉ヶ丘校区	出水南校区	画図校区	大江校区	奥古閑校区	小島校区	尾ノ上校区
帯山校区	春日校区	川尻校区	河内校区	川上校区	川口校区	楠校区
慶徳校区	健軍校区	健軍東校区	五福校区	桜木東校区	清水校区	城山校区
城西校区	城東校区	城南校区	白川校区	白坪校区	砂取校区	碩台校区
銭塘校区	高橋校区	高平台校区	託麻北校区	託麻西校区	託麻東校区	託麻南校区
龍田校区	田迎校区	田迎南校区	月出校区	中島校区	中緑校区	長嶺校区
西里校区	西原校区	楡木校区	花園校区	東町校区	日吉校区	日吉東校区
古町校区	北部東校区	本荘校区	松尾北校区	松尾西校区	松尾東校区	御幸校区
武蔵校区	山ノ内校区	弓削校区	芳野校区	若葉校区		



（3）まちづくり委員会への支援

ア 助成制度

名 称	補助金額	補助期間	対 象 事 業（活動）
まちづくり委員会	30万円/年 (1/2補助)	3年以内	地域の特性を生かした「テーマ」に基づく年間を通じた実践活動

イ まちづくり委員会の設置状況（63校区）

（平19.8.1現在）

河内校区	芳野校区	五福校区	中緑校区	田迎校区	川上校区	西里校区
北部東校区	向山校区	中島校区	龍田校区	秋津校区	託麻西校区	一新校区
泉ヶ丘校区	御幸校区	武蔵校区	長嶺校区	日吉校区	池上校区	出水南校区
尾ノ上校区	小島校区	春竹校区	託麻原校区	桜木東校区	高橋校区	西原校区
壺川校区	託麻東校区	月出校区	川口校区	日吉東校区	楠校区	託麻北校区
白川校区	奥古閑校区	銭塘校区	健軍校区	春日校区	花園校区	慶徳校区
古町校区	城西校区	清水校区	楡木校区	城山校区	白坪校区	画図校区
桜木校区	池田校区	山ノ内校区	松尾西校区	帯山校区	田迎南校区	麻生田校区
帯山西校区	松尾北校区	鮑田南校区	本荘校区	若葉校区	碩台校区	川尻校区

(4) 地域コミュニティセンター開設状況

(開設済数 平 19.8.1 現在)

開設年度	地域コミュニティセンター名	箇所数	
平成4年度	楠 城南 春竹 出水	4	48
平成5年度	壺川 中島 松尾 白山 慶徳	5	
平成7年度	帯山 城山 北部	3	
平成8年度	小島 松尾西 庄口 向山	4	
平成9年度	砂取 一新	2	
平成10年度	田迎 清水	2	
平成11年度	龍田 日吉	2	
平成12年度	黒髪 武蔵	2	
平成13年度	西原 託麻北 田迎南 画図 池田	5	
平成14年度	弓削 西里 池上 出水南 尾ノ上	5	
平成15年度	力合 麻生田 松尾北 東町 帯山西	5	
平成17年度	碩台 託麻原 御幸 高平台 桜木	5	
平成18年度	若葉 河内 本荘	3	
平成19年度	託麻東	1	

(5) 文書配布事務委託

町内自治会への市政だよりをはじめとした広報文書の配布事務委託

文書配布事務委託料 一世帯 月額 60円

3 住居表示・地籍調査 (地籍調査課)

(1) 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

(平19. 3. 31現在)

種別 区分	整備区域	面積(Km ²)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目(追加) 大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1.21	6,800	43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目(追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目(追加) 本荘一丁目	2.53	9,000	45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	47.4.1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目(追加)	0.97	4,200	52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目(追加)	1.15	2,900	53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	54.10.1
16次	大江二丁目(追加)	0.08	700	55.10.1
17次	帯山四丁目(追加) 帯山五丁目(追加)	0.17	700	56.10.1
18次	帯山五丁目(追加)	0.07	300	57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目(追加) 八景水谷三丁目	0.59	1,500	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目(追加) 春日五丁目(追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 出仲間一丁目 萩原町	3.66	6,300	平3.2.25

25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加) 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目 (追加)	4.63	7,800	7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	12.2.28
34次	近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鷺町一丁目 鷺町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	13.2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 八景水谷三丁目 (追加) 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加)	1.80	7,200	14.2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	15.2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	16.2.23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	17.2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,800	18.2.27
40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目 (追加) 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目 (追加) 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目 (追加) 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目 (追加)	2.44	2,500	19.2.26

(2) 地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に活用することを目的として、現地形状と一致した復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

国の第四次国土調査事業十カ年計画に基づき、平成2年度から事業に着手し、都市部の大規模な地図混乱地域から調査を開始し、主に市街化区域の調査を促進してきたものである。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成12年度を初年度とする第五次国土調査事業十カ年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況

(平19. 3.31 現在)

年度	面積 (km ²)	筆数 (筆)	町 名 (実 施 当 時)
平2	0.90	2,900	健軍町の一部
3	0.87	4,200	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
4	1.57	9,400	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
5	2.84	7,000	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
6	3.28	7,600	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
7	2.72	7,000	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	7,000	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
9	2.11	4,000	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
10	1.65	3,400	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	4,900	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
12	2.00	3,400	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
13	1.76	2,400	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
14	1.40	2,500	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部
15	1.34	1,500	健軍三丁目 東本町の一部
16	1.89	1,600	鹿埴瀬町 平山町の一部 神園一丁目の一部 弓削町の一部 石原二丁目の一部
17	1.56	1,800	弓削町の一部 戸島西一丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
18	1.00	1,200	戸島西一丁目の一部 戸島西二丁目 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部

4 戸 籍 ・ 住 民 （市民課）

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行、外国人登録等事務を行っている。

（１）各種人口登録数

（各年度3月31日現在）

年度 区分			17			18		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住民 登録 人口	男		176,223	134,518	310,741	176,237	134,761	310,998
	女		200,500	147,226	347,726	200,688	147,643	348,331
	計		376,723	281,744	658,467	376,925	282,404	659,329
	世帯数		172,271	107,019	279,290	173,860	108,431	282,291
外国人登録人口			3,742	112	3,854	3,633	126	3,759
戸 籍	本籍数				239,005			240,871
	本籍人口数				604,562			606,574

※（本庁には東部・清水・大江・花園市民センターを含む。）

（２）各種事務受理件数

年度 区分			17			18		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸 籍	出生		5,198	3,196	8,394	5,473	3,338	8,811
	死亡		3,333	2,620	5,953	3,408	2,759	6,167
	婚姻		6,430	1,032	7,462	6,575	991	7,566
	離婚		1,481	652	2,133	1,449	623	2,072
	転籍		1,739	1,452	3,191	1,735	1,397	3,132
	その他		3,725	1,815	5,540	3,466	1,698	5,164
	計		21,906	10,767	32,673	22,106	10,806	32,912
住 民 登 録	転入		10,338	9,246	19,584	10,523	9,102	19,625
	転出		8,857	11,807	20,664	8,910	11,735	20,645
	転居		9,001	13,049	22,050	8,829	12,669	21,498
	その他		54,219	22,937	77,156	40,228	26,918	67,146
	計		82,415	57,039	139,454	68,490	60,424	128,914
印 鑑 登 録	新規		9,913	21,767	31,680	9,324	20,033	29,357
	廃止		1,372	2,381	3,753	1,228	2,188	3,416
	死亡		2,870	4,530	7,400	2,591	4,367	6,958
	計		14,155	28,678	42,833	13,143	26,588	39,731
外 国 人 登 録	新規		1,307	47	1,354	955	37	992
	その他申請		12,271	254	12,525	12,376	263	12,639
	計		13,578	301	13,879	13,331	300	13,631

（３）各種証明取扱件数

年度 区分		本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
17	戸籍関係	84,700	32,564	117,264	109,102	6,012	115,114	193,802	38,576	232,378
	住民票関係	171,662	23,937	195,599	239,648	9,954	249,602	411,310	33,891	445,201
	印鑑証明	65,091	197	65,288	271,726	1,122	272,848	336,817	1,319	338,136
	計	321,453	56,698	378,151	620,476	17,088	637,564	941,929	73,786	1,015,715
18	戸籍関係	77,524	36,783	114,307	103,923	7,760	111,683	181,447	44,543	225,990
	住民票関係	171,807	23,242	195,049	236,501	9,699	246,200	408,308	32,941	441,249
	印鑑証明	60,976	234	61,210	246,356	1,397	247,753	307,332	1,631	308,963
	計	310,307	60,259	370,566	586,780	18,856	605,636	897,087	79,115	976,202

5 総合支所・市民センター

(1) 総合支所

総合支所は、平成3年2月1日の熊本市・飽託郡4町（北部町、河内町、飽田町、天明町）の合併に伴い開設され、旧町地域住民の幅広い行政ニーズに対応するため、総務課、市民福祉課の2課及び河内総合支所管内に芳野出張所を設置し、住民サービス、福祉の向上を図っている。

ア 建物概要

北部総合支所

所在地	鹿子木町66番地
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	8570.98㎡
建物延面積	4474.06㎡ (うち公民館 590.60㎡ 北部土木センター 642.84㎡)
職員数	18人

河内総合支所

河内町船津2069番地5
鉄筋コンクリート地下1階地上4階建
2,338㎡
2,766㎡
(うち公民館 546㎡)
22人

飽田総合支所

所在地	会富町1333番地1
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	6,544㎡
建物延面積	950㎡
公民館	2,049㎡
職員数	16人

天明総合支所

奥古閑町2035番地
鉄筋コンクリート2階建
7,426㎡
720㎡
—
20人

イ 熊本市みかんの里振興センター

みかん農業を中心とした地域経済の振興と住民の生活文化の向上を図るための施設であり、分館として果樹試験場記念館がある。

設置主体	熊本市
所在地	本館 河内町船津791番地 分館 河内町船津820番地1
敷地面積	18,496㎡
構造	本館 鉄筋コンクリート3階建 分館 木造2階建
建物延面積	本館 1,475㎡ 分館 161㎡
総事業費	554,570千円
開館	平成3年6月1日
主要施設	会議室、生活実習室、多目的ホール、展望ホール、事務室

利用状況

区分 年度	会 議 室			合 計	施設来場者 (人)
	第1会議室～第7会議室	多目的 ホール	生 活 実習室		
18	269件	81	48	398	大人 2,218
	6,937人	5,571	1,483	13,991	小人 115 計 2,333

ウ 熊本市天明コミュニティセンター

生涯学習と芸術・文化活動の利用に供するとともに、児童の健全育成を図るための施設である。

設 置 主 体 熊本市

所 在 地 奥古閑町2035番地

構 造 鉄骨2階建一部3階

建物延面積 2,747㎡

総事業費 841,897千円

開 館 平成3年6月15日

主 要 施 設 大ホール(401名)、大会議室(120名)、図書室、和室、視聴覚室、児童室、工作室、事務室

利用状況

区分 年度	大会議室	視聴覚室	和 室	工作室	ホール
17	450件	221	208	225	452
	9,024人	4,915	6,573	2,110	57,652

エ 熊本市芳野コミュニティセンター（芳野出張所）

集会その他、住民の各種社会活動の利便に供するための施設である。

設 置 主 体 熊本市

所 在 地 河内町野出1410番地

構 造 鉄骨2階建

建物延面積 761㎡

総事業費 149,786千円

開 館 昭和58年4月1日

主 要 施 設 多目的ホール(200名)、図書室、娯楽室、料理室、老人室、保健室

利用状況

区分 年度	多目的ホール	そ の 他	合 計
18	53件	161	214
	4,099人	1,784	5,883

(2) 市民センター

市民センターは支所、公民館、児童館などの複合施設で、コミュニティ活動の中核として活用され、連帯意識に結ばれた地域自治・生活文化の振興を図っている。

南部市民センター		幸田市民センター		西部市民センター	
所在地	南高江6丁目7番35号	幸田2丁目4番1号	小島上町321番地	昭和三十九年十月四日(平成十四年四月移設新設)	
開設年月日	昭和62年7月6日	昭和57年6月2日	昭和三十九年十月四日(平成十四年四月移設新設)		
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建		
建設費	541,115千円	492,240千円	1,857,437千円		
敷地面積	8,284.61㎡	5,578㎡	9,322.53㎡		
建築面積	1,754.51㎡	1,267㎡	2,536.84㎡		
建物延面積	1,917.27㎡	1,900.07㎡	3,306.96㎡		
支所	263.00㎡	247㎡	576.0㎡		
児童館	313.93㎡	347㎡	417.1㎡		
公民館	1,340.34㎡	1,306㎡	1,680.2㎡		
健康福祉相談ルーム	—	—	287.5㎡		
まちづくりルーム	—	—	89㎡		
職員数	10(4)名	11(4)名	14(4)名		
秋津市民センター		龍田市民センター		託麻市民センター	
所在地	秋津3丁目15番1号	龍田弓削1丁目1番10号	長嶺東7丁目11番15号		
開設年月日	昭和60年8月10日	昭和54年7月11日	昭和56年5月30日		
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建		
建設費	521,448千円	350,428千円	483,590千円		
敷地面積	11,165.53㎡	5,380㎡	6,248.20㎡		
建築面積	1,683.70㎡	1,237.8㎡	1,346.62㎡		
建物延面積	1,910.34㎡	1,803.26㎡	2,010㎡		
支所	253.31㎡	246.31㎡	260㎡		
児童館	315.45㎡	303.85㎡	335㎡		
公民館	1,341.58㎡	1,253.1㎡	1,305㎡		
職員数	10(4)名	11(4)名	12(4)名		
東部市民センター		清水市民センター		大江市民センター	
所在地	錦ヶ丘1番1号	清水亀井町14番7号	大江6丁目1番85号		
開設年月日	昭和52年9月1日	昭和59年7月10日	昭和63年7月11日		
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建		
建設費	311,552千円	449,829千円	486,435千円		
敷地面積	5,256㎡	8,363.26㎡	5,029.40㎡		
建築面積	1,241.64㎡	1,400.08㎡	1,218.83㎡		
建物延面積	1,958.50㎡	1,793.38㎡	1520.98㎡		
支所	(256.89㎡)	(125.32㎡)	(187.11㎡)		
児童館	310.50㎡	337.45㎡	103.50㎡(児童室)		
公民館	1,391.11㎡	1,316.97㎡	1,230.37㎡		
職員数	17(4)名	7(4)名	7(3)名		
花園市民センター					
所在地	花園5丁目8番3号				
開設年月日	平成2年8月27日				
構造	鉄筋コンクリート2階建				
建設費	591,608千円				
敷地面積	5,145.00㎡				
建築面積	1,496.99㎡				
建物延面積	1,864.30㎡				
支所	(95.80㎡)				
児童館	305.07㎡				
公民館	1,463.43㎡				
職員数	7(4)名				

(注) 支所の欄の()はサービスコーナー

職員数の欄の()は公民館専任職員数(外数)

(3) 五福まちづくり交流センター

五福地域開発センターは、併設する五福小学校の改築に伴い、平成3年に開設し、住民サービスコーナーと公民館が小学校と一体構造になった、全国でも数少ない複合施設である。また、太陽熱を利用した温水プールが平成5年10月に完成した。施設及びエネルギーを有効に利用するため、小学校が使用しない時間帯にプールを市民に開放し、平成15年9月からは祝日開館も行っている。

地域に根ざした施設として、場の提供を図るなど、各種団体の育成・活動支援を行っている。

サービスコーナーでは、戸籍関係、住民票関係、印鑑登録の諸証明書の発行を行っている。

公民館では、講座の開設や各種行事を実施し生涯学習の場として、また、ホール、研修室、茶室、料理実習室をはじめ図書室、児童室も合わせて広く子どもからお年寄りまで利用してもらうことで、生涯学習に寄与している。

平成18年度に機能の見直しを図り、平成19年4月から五福まちづくり交流センターに名称を変更した。

所在地	細工町2丁目25番地
開設年月日	平成3年4月15日
構造	鉄筋コンクリート 地下1階、地上4階建
敷地面積	6,612㎡
建物延面積	8,227㎡ うち サービスコーナー、中小企業室、事務室、会議室…557㎡ 公民館…1,951㎡ 小学校…5,719㎡
建設費	2,816,050千円
職員数	6名(外指導員等8名)
利用状況	サービスコーナー…9,438件 会議室・中小企業室…717人
(平成18年度)	公民館…40,233人 児童室…10,333人 図書室…13,018人 プール(一般開放)…14,214人

6 安全安心まちづくり ・ 交通安全対策 （生活安全課）

概 要

交通事故の多発や自転車の路上放置、街頭犯罪などへの対応が求められている。高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図るとともに、駐輪対策を強化し、市内中心部を重点に、利用しやすい駐輪場の整備を図っている。また、安全で安心なまち熊本市の実現を図るため、平成18年10月に「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」を施行し、警察や各種防犯団体と連携を図りながら、地域と一体となって安全安心まちづくり活動を行っている。

（1）安全安心パトロール

本市の安全安心まちづくり対策の一環として、市の公用車211台に安全安心パトロールシートを貼付し、職員が外勤等で公用車を運転する際にパトロールを実施。また、青色回転灯を装着した公用車3台でパトロールを行い、市民へ安全安心まちづくり意識の啓発を行っている。

（2）駐輪対策事業

ア 自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市環境の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分 年度	市 営		民 営		合 計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
14	19	6,041	4	935	23	6,976
15	20	6,441	4	935	24	7,376
16	21	6,601	4	935	25	7,536
17	24	6,952	4	935	28	7,887
18	24	6,994	4	935	28	7,929

イ 放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即日、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管、返還

区分 年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
14	72	6,504	2,563
15	70	7,049	2,591
16	45	5,049	1,417
17	54	4,958	1,524
18	40	4,584	734

(3) 違法駐車防止対策

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成4年5月1日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、違法駐車が多い土・日曜日を重点に交通指導員による違法駐車の街頭指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

・銀座通り他4路線1,900m(平成5年4月1日指定)

ウ その他

平成17年12月からアーケード内自転車乗入れや、放置自転車の指導啓発業務を合わせて実施している。

(4) 交通安全思想の普及徹底

ア 体系的な交通安全教育の推進

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和58年から、交通安全教育専門員(3人)を配置し、幼児(保育園・幼稚園)に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルール教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得ため、免許センターや自動車学校でのダミー人形や模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小学校3・4年生を対象とした自転車の安全な乗り方教室の実施を行っている。それから高齢者(主に老人クラブを対象)に対しては、教育ビデオ等を使い、加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 自治体が主体となった交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止活動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、ポスターの提示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全推進大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、「交通安全総点検」に参加を呼びかけた参加型啓発活動等、自治体が主体となった住民総参加の草の根的活動を展開する。

② 交通指導員制度及び交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通徳の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは350人で、警察その他関係機関と緊密な連絡をとりながら、必要な交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等と連携し、市民交通安全の日（各月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うとともに、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年7月「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放気運を醸成し、交通安全意識を高揚するため、関係機関・団体との連携を密にして、総合的かつ効果的な対策について協議し、その推進を図ることに努める。

(5) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 市民交通傷害保険制度

加入申込・啓発を市で、事故の審査・支払を民間損害保険会社が行なう保険で、保険料が安価なうえ給付内容等が充実した市民向けの保険制度。

保険料・年額1人1口480円、1人につき2口まで加入可。

・5月以降の加入時の保険料は、480円から1月につき40円を引いた額。

保険金・死亡、後遺害100万円

・傷害の程度により5千円～12万円

イ 交通事故相談

昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、昭和47年4月事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほかに、毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年度 区分	14	15	16	17	18
被害者	623	521	418	417	422
加害者	165	149	97	103	107
計	788	670	515	520	529

来庁による相談内容件数

(平成18年度)

相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
賠償責任者	2	賠償額の算定	15	過失の程度	11
示談の仕方	6	自賠責保険請求等	2	各種援護措置利用	1
その他	191			-	-

※その他、電話による問い合わせ 301件

ウ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。

また、毎年1回、小中学生の交通遺児に図書券を配付している。

交通遺児基金の推移

(単位 円)

年 度		14	15	16	17	18
項 目						
前 年 度 繰 越 金		59,220,607	59,418,850	60,801,987	60,897,616	62,155,749
収 支	寄 付 金	1,888,251	850,000	1,392,923	850,000	732,680
	運 用 利 益	25,136	90,629	260,210	90,629	343,893
	援 助 金 ほ か	△530,250	△845,000	△395,000	△845,000	△565,000
	差引(積立または取り崩し)	1,383,137	95,629	1,258,133	95,629	511,573
基 金 残 高		59,418,850	60,801,987	60,897,616	62,155,749	62,667,322

7 消費者行政（消費者センター）

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

（１）消費者保護施策（消費者センターの充実）

消費者からの買物相談や商品・サービスの契約、販売方法等に関する相談等苦情処理のための相談窓口の充実を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

相談件数

年 度	14	15	16	17	18
総件数	6,800	12,444	13,183	9,488	6,806

相談内容別件数

内 容	契約 (解約)	販売 方法	価格・ 料金	接客 対応	品質・機能・ アフターサービス	表示・ 広告	法規・ 基準	安全・ 衛生	買物 相談	生活 知識	計量・ 品目	施設・ 設備	包装・ 容器	そ の 他	合 計
件数	5,481	2,645	658	376	324	240	201	138	20	16	15	9	3	80	10,206

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

（２）消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活に対応できる消費者の自立を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費者セミナー：消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣。

イ 小中学生啓発事業

小中学生を対象に契約の知識など消費者取引に係る啓発資料作成、市内全校に配布。

ウ 高齢者、若者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、啓発事業を推進する。

エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、昭和53年から5月30日を「消費者の日」、昭和63年からは毎年5月を「消費者月間」と定め、記念事業を行う。

(3) 情報の収集提供

ア 消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品・サービスの知識、消費生活に関する知識の普及のための情報を収集し、提供する。

イ 消費者物資の情報収集

毎月、市内の30店舗をくらしのモニター30名による生鮮食料品、生活関連物資35品目の小売価格を調査し、平均小売価格を発表する。

ウ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオの貸出による情報提供を行う。

(4) 消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

(5) 計量検査 (計量検査所)

熊本市計量検査所 所在地 熊本市水源2丁目1番4号

取引・証明における適正な計量の実施を確保するため、計量法第19条による計量器定期検査と第148条による特定計量器立入検査及び商品量目立入検査をおこなうとともに計量意識の向上を図るため、事業者・消費者に対して指導、普及事業を行っている。

検査実績		(平成18年度)
	検査戸数(戸)	検査件数(件)
計量器定期検査	596	1,798
特定計量器立入検査	1,946	3,396
商品量目立入検査	1,604	8,324

8 男女共生推進 (男女共生推進課)

女性も男性も共に、自らの人生を自らの意思で選択し、責任を担い合い、お互いを尊重することのできる社会の実現が求められている。

男女共同参画に関する意識啓発や環境づくり、また、女性の自立と参画の推進を関係部局と連携しながら総合的、計画的に取り組んでいるが、第2次行動計画「くまもと市男女共同参画プラン」を推進の柱にさらに取り組みを強化していく。

昭和62年4月 女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）

平成2年4月 総合婦人会館・カルチャーセンター（現総合女性センター）オープン

平成4年3月 「くまもと市女性プラン」策定

平成11年4月 男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立

平成12年2月 第2次行動計画策定へ向け、熊本市男女共同参画推進懇話会設置

平成13年2月 懇話会、提言「男女がかたりあい共に築く21世紀」を市長へ答申

平成13年9月 「熊本市DV防止対策ネットワーク」設置

平成14年3月 「くまもと市男女共同参画プラン」策定

平成14年6月 「男女共同参画地域推進員制度」

平成16年4月 「熊本市民間緊急一時保護施設運営費補助金制度」

平成18年5月 「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）

（1）人権尊重を踏まえた男女平等意識の啓発、教育の推進

ア 男女平等に関する啓発・広報

他部門との連携による啓発推進

啓発リーフレット等の配付

ドメスティック・バイオレンス防止の取り組み（「悩み相談カード」配付）

情報紙「はあもにい」の発行（年3回）

出前講座として地域、企業等に出向いて、学習会を開催

イ 男女平等に関する情報収集・提供の充実



（2）あらゆる分野への男女の共同参画の推進

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保できるように推進する。

- 審議会、委員会等への女性の登用を促進する。

平成16年度31.9% 平成17年度31.0% 平成18年度30.1%

- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」を充実・活用する。
- 働く場での男女共同参画の推進を促進する。
- 家庭・地域での男女共同参画の推進を促進する。

（3）推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画プラン」の推進
- くまもと市男女共同参画会議 による推進の監視・助言
- 庁内推進体制の整備・充実
- 市民や関係機関との連携強化

国、県等との連携強化及び市民とのパートナーシップによる推進

(4) 熊本市総合女性センター

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざす施設である。

ア 男女平等意識啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、女性問題の視点を踏まえた啓発・自己開発等の講座（セミナー）等を実施する。

（女性問題基本事業、男女の快適生活事業、市民グループ企画講座、私のギャラリー展等）

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画を促進するとともに、女性の意欲と能力向上を目的に市民活動を支援し、ネットワーク化を進める。また、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）のための支援事業を展開する。

（男女共生フォーラム、総合相談室の運営、事業企画リーダー育成、市民活動サポート事業、ファミリーサポートセンター事業の実施、情報資料室による資料の収集及び提供等）

さらに、女性の就業に向けた能力開発講座や働く女性の職業生活と家庭生活の両立のための支援講座を実施する。

総合相談室運営

年 度	14	15	16	17	18
相談件数	1,816	1,979	2,179	2,318	2,142

ファミリーサポートセンター（熊本）活動状況

年 度	14	15	16	17	18
会 員 数	2,059	2,537	2,890	3,185	3,492
活動件数	4,507	4,696	6,231	5,002	4,763

ウ 施設貸出事業

市民が気軽に手作りの催しを開催できるようにセンター機能を生かした助言や活動支援を行い、市民の創造性を育む。

（施設の概要）

設置主体	熊本市
所在地	黒髪3丁目3番10号
構 造	鉄筋コンクリート4階建（一部5階）
面 積	敷地面積 6,665㎡ 延床面積 5,376㎡
工 期	平成元年1月～平成2年3月
開 館	平成2年4月7日
建 設 費	2,280,000千円
主要施設	4階 会議室、研修室A・B・C、和室 3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム 2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、 ファミリーサポートセンター（熊本）、ギャラリー 1階 メインホール（372人）、情報資料室、相談室、幼児室、事務室 その他 駐車場 140台（立体駐車場64台、第2駐車場30台、第3駐車場 臨時駐車場17台、障害者用駐車場4台） 駐輪場 2カ所

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和会議室等 (14室)
	集式 会・大 会典	音楽 会・演 奏会	歌謡 ショー・ 浪曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 計	集式 会・大 会典	音楽 会・演 奏会	歌謡 ショー・ 浪曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 計	
14	2	159	15	7	22	9	214	0	85	31	3	25	30	174	3,915
15	9	150	22	17	14	9	221	9	92	35	10	15	14	175	4,003
16	4	155	14	9	17	7	206	5	68	36	5	24	22	160	3,984
17	3	135	25	19	16	13	211	2	78	38	8	9	18	153	3,990
18	12	147	19	17	18	3	216	8	68	32	21	27	27	183	4,155

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計
14	26	11	86	91	214	17	8	66	83	174
15	34	5	119	63	221	17	3	101	54	175
16	30	9	102	65	206	22	1	97	40	160
17	51	2	114	44	211	22	1	80	50	153
18	51	6	84	75	216	39	6	60	78	183



9 青少年育成（青少年育成課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センターの地域活動や相談・サポート活動など機能を充実させる。

（1）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

（2）児童育成クラブ

目 的

放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。

開 設 日 4月1日～翌年3月31日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）

開 設 時 間 平日：児童の下校時間～午後6時

土曜日及び長期休業中：午前8時30分～午後6時

指 導 員 403名

巡回指導員 3名

開 設 状 況 72箇所 4,369名（平19.4.30現在）

（3）青少年センター

設 置 主 体 熊本市

所 在 地 新屋敷1丁目18番28号

構 造 鉄筋コンクリート3階建

敷 地 面 積 851.70㎡

建 物 面 積 1,115.15㎡

着 工 昭和45年9月12日

完 成 昭和46年3月31日

開 館 平成16年9月30日で中央勤労青少年ホームを廃止し、平成17年4月1日から青少年センターとして使用

建 設 費 64,437千円

ア 業務内容

街頭指導、青少年相談、関係機関及び団体との連絡協調、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

(平成18年度)

区 分	内 訳	人 員 (人)
民 間	校区青少年健全育成協議会の推薦	213
学 校	小学校 中学校 高等学校 専修学校の推薦	275
そ の 他	県警サポートセンターの推薦	1
計		489

ウ 指導状況

①実施状況

年度	14	15	16	17	18
街頭指導実施状況					
年間街頭指導実施回数 (回)	633	706	734	676	726
従事した青少年指導委員延人員 (人)	4,580	4,002	3,942	3,643	3,725
指導した青少年の総数 (人)	6,689	4,853	5,771	4,225	3,498

②学職別・行為別指導状況

(単位 人)

学 職 別	行為別 年度	喫 煙	怠 学	遊技施設内 声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
小 学 生	16			114(13)	9(0)	204(40)	19(4)	346(57)
	17		1(1)	79(20)	10(5)	235(46)	44(15)	369(86)
	18			109(32)	5(3)	206(47)	15(6)	335(88)
中 学 生	16	9(6)	1(0)	902(303)	80(39)	296(97)	75(20)	1,363(465)
	17	6(3)	1(1)	486(107)	61(18)	312(111)	98(34)	964(274)
	18	4(2)	5(4)	565(210)	64(23)	288(85)	57(32)	983(356)
高 校 生	16	55(6)	82(63)	1,992(950)	1,115(692)	292(126)	273(136)	3,809(1,973)
	17	26(7)	23(16)	1,371(624)	868(450)	355(161)	61(48)	2,704(1,306)
	18	18(5)	45(35)	1,054(437)	531(279)	316(164)	40(26)	2,004(946)
そ の 他	16	28(11)		154(38)	23(5)	27(3)	21(9)	253(66)
	17	9(4)		75(25)	25(14)	22(5)	7(4)	138(52)
	18	13(9)		70(19)	14(9)	15(2)	1(1)	113(40)
計	16	92(23)	83(63)	3,162(1,304)	1,227(736)	819(266)	388(169)	5,771(2,561)
	17	64(22)	25(17)	2,018(778)	966(488)	939(326)	213(101)	4,225(1,732)
	18	53(27)	50(39)	1,808(701)	616(314)	857(309)	114(65)	3,498(1,455)

注 () 内数字は女子……再掲

エ 小・中学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小・中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（非行防止懇談会）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

（４）児童館

児童館は、自由な遊びの中の集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の１０児童館がある。

名 称	西原公園児童館
所 在 地	九品寺４丁目２４番４号
設 置 主 体	熊本市
開 設 年 月 日	昭和５３年８月１日
構 造	鉄筋３階建
敷 地 面 積	６，３８６㎡（西原公園面積）
建 物 面 積	３２０．８６㎡（昭和５６年度増築）
着 工	昭和５３年１月４日
完 工	昭和５３年７月１１日
建 設 費	５２，５８５千円

※東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、市民センターの項に一括記載

（５）勤労青少年ホーム

主として１５歳から２９歳までの勤労青少年を対象として、仕事の余暇を活用した文化、教養、スポーツ等の各種講座、クラブを通しての豊かな人間性の向上と健全な育成を図ることを目的とした施設である。

設 置 主 体	熊本市
所 在 地	鶴羽田町３１４番地１
構 造	鉄筋コンクリート２階建
敷 地 面 積	２，５２７．１７㎡
建 物 面 積	７５６．５０㎡
着 工	平成元年８月２５日
完 成	平成２年３月２５日
開 館	平成２年４月１日
建 設 費	２６２，０２８千円
利 用 状 況	６，６０９人（平成１８年度）

(6) 関係機関及び団体

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する総合的施策の樹立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。

委員構成 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員

任 期 在職期間（但し学識経験者は2年）

事業内容 ・協議会の開催
・善行青少年の表彰

イ 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構 成 小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主な事業 ・年次総会、三役会、理事会、評議員会
・全国青少年健全育成強調月間
・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
・熊本市青少年健全育成大会
・研修会
・家庭・地域の教育力の向上
・青少協活動の地域への浸透



ウ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、市内全小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

エ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、平成元年5月に指導員自らの資質の向上と連携の強化を図るため、自主的に結成された任意団体。

10 文化振興（文化振興課）

概 要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。このような中、本市では「文化振興計画」を策定し、市民一人ひとりが参画する文化の創造をはじめ、熊本城を中心とした文化遺産と自然や歴史に育まれた個性豊かな文化的所産を継続・活用しながら、心の豊かさを実感できるくらしの実現に取り組んでいる。

本年は第13回くまもと全国邦楽コンクール、第12回「草枕」国際俳句大会などの事業を引き続き開催する。また、人づくり基金研修生や市内外で活動するアーティストを、小・中学校及び地域等で音楽・舞踊・演劇などの芸術・文化に親しむ機会を提供する「芸術文化出張講座」や、舞台芸術活動を行う方に「舞台芸術助成事業」で事業に係る費用の一部を助成するなど、熊本の個性ある文化の創造に取り組んでいる。

（1）市民の文化の振興

ア 平成19年度主な文化事業

「くまもと全国邦楽コンクール」 平成19年5月20日（日）

世界に誇る伝統音楽である邦楽を継承・発展させるために、全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信する。

「草枕」国際俳句大会 平成19年11月24日（土）

夏目漱石来熊100年を記念して平成8年に創設した「草枕」国際俳句大会は、俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催する。

熊本市文化事業協会との共催事業

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために熊本市文化事業協会と共催で芸術文化事業を企画実施する。

芸術文化出張講座、たけみやアートフォレスト、アートパンチKUMAMOTO V o 1. 2、市民会館リニューアル記念創作舞台などの事業を実施。

（2）人づくり基金（平成3年度から実施）

目 的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金の額 574,574,057円

年 度	平3～13	14	15	16	17	18	累計
援助件数（件）	139	2	7	4	4	2	158
援助金額（千円）	153,800	1,000	3,750	1,426	1,480	1,170	162,626

(3) 健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的に建設したものである。

293席の固定席を持つ東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えている。また、戸籍関係証明、印鑑証明、住民票等の交付が受けられる市民サービス業務を備えた「生活文化拠点」の施設である。

所在地	若葉3丁目5番11号	
開設年月日	平成7年4月8日	
構造	鉄筋コンクリート造3階建	
敷地面積	2,171.771㎡	
建物延面積	1,841.99㎡	
	うち ホール…429.80㎡	パーティールーム…109.80㎡
	会議室A…92.25㎡	会議室B…30.24㎡
	会議室C…29.27㎡	音楽練習室A…23.63㎡
	音楽練習室B…22.50㎡	その他…1,104.5㎡
建設費	1,010,076千円	

施設利用状況

(単位 上段：件、下段：人)

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	計
平成18年度	226	326	255	301	177	222	119	1,626
	52,888	10,640	3,470	2,797	4,147	968	691	75,601

※ () は各室定員

サービスコーナー利用状況 (発行業務のみ)

(単位 件)

区分 年度	戸籍関係	住民票関係	印鑑証明	計
平成18年度	474 (0)	1,815 (39)	1,888 (5)	4,177 (44)

※ () は無料件数

(4) 熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぷれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、コンピューターと美術が融合した作品を展示するメディアギャラリー、多目的に活用できるアートルフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

設置主体 熊本市

運営主体 財団法人 熊本市美術文化振興財団

所在地 上通町2番3号

面積 7,837.34㎡

うち展示及び教育普及関係部分

ギャラリーⅠ…882㎡ ギャラリーⅡ…573㎡ ギャラリーⅢ…130㎡

井手宣通記念ギャラリー…133㎡ ホームギャラリー…252㎡

メディアギャラリー…82㎡ アートルフト…145㎡

キッズファクトリー…108㎡ 会議研修室…57㎡

起 工 平成11年11月22日

竣 工 平成14年 3月29日

開 館 平成14年10月12日

建設費 5,415,353千円

ア 展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。平成18年度中は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展 覧 会 名	会 期	入場者数 (人)
アン・ハミルトン展 [voce]	H18. 2.25 ~6.4	5,901 (3,875)
反近代の逆襲Ⅱー生人形と江戸の欲望展	H18.6.24 ~10.22	30,625
熊本アートパレード 第18回熊本市市民美術展	H18.11.11 ~11.26	3,305
熊本の華人展 Vol.3	前期 H18.12.1 ~12.3 後期 H18.12.6~12.8	7,583
ARS KUMAMOTO展	H18.12.23~H19.3.4	4,947
美の教室、静聴せよー森村泰昌展	H19.3.24~ 7.8	7,284 (679)

() 内数字は平成18年度分

井手宣通記念ギャラリー

熊本市現代美術館建設の端緒ともなった井手宣通氏を顕彰するため、熊本市に寄贈された約300点の作品を年間を通じて展示、公開した。

ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
naonao's「こんな二人、(こんなふたりてん)」	H18. 3.29 ~ H18. 5.28
森山淡草展	H18. 5.31 ~ H18. 7.30
真珠子展 Ready for Lady 展	H18. 8. 2 ~ H18.10. 1
「盆栽という名の宇宙 vol.3ー日本盆栽協会熊本支部銘品」展	H18.10. 5 ~ H18.10. 9
「熊本の写真家」シリーズ第2弾 「光と感情ー10人の視覚ー」展	H18.10.11 ~ H18.11.19
ゆびさきからはじまる 点字絵本の世界展	H18.11.22 ~ H19. 1. 8
川上尉平 熊本の作家⑤	H19. 1.10 ~ H19. 2.25
市老連創設 45 周年記念 第12回熊本市シルバー文化作品展	H19. 3. 3 ~ H19. 3.25
澁田安子展	H19. 3.28 ~ H19. 5.27



平成19年度は、次の展覧会を開催予定である。

展 覧 会 名	会 期
森村泰昌 美の教室、静聴せよ展	H19. 3.24 ~ H19. 7. 8
ATTITUDE2007 展	H19. 7.21 ~ H19.10.14
熊本アートパレード第19回市民美術展	H19.11. 3 ~ H19.11.18
熊本の華人展 vol.4	前期 H19.11.23~H19.11.25 後期 H19.11.30~H19.12. 2
日比野克彦展	H19.12.15 ~ H20. 4. 6

(5) 市民会館

熊本市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供する目的で、昭和43年（1968年）1月6日に開館した。

以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛好活用されてきたことは、大ホール利用率が80%前後と全国的にみても高い水準で推移していることからうかがうことができる。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用を始め、市内外からの会議など多様に活用され90%前後の高い利用がなされている。

また、平成18年7月から平成19年7月にかけて、鑑賞空間の充実やバリアフリー、耐震補強等の施設改修を目的とした大規模改修工事を行った。

ア 施 設

所 在 地	桜町1番3号
敷地面積	6,649.58㎡
建築面積	4,417.06㎡
延床面積	9,197.07㎡
起 工	昭和41年4月1日
竣 工	昭和42年11月30日
開 館	昭和43年1月6日
建設費	628,500千円
構 造	ホール棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階 会議棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階、一部3階

各階面積及び主要施設

区分	階別	面積(㎡)	主 要 施 設
ホ ー ル 棟	地 階	658.60	オーケストラピット、エアードクト、奈落
	1 階	2,433.22	舞台、客席、音楽室、映写調光室、ホワイエ、サンクンホワイエ、エレベーター、自販機コーナー
	中2階	106.46	中継室
	2 階	1,060.30	客席、ホワイエ
	3 階	736.90	客席、倉庫
	4 階	179.71	客席、センタースポット室
会 議 棟	地 階	858.58	空調調和機械室、バッテリー室、電気室、保守管理室、発電機室
	1 階	1,419.20	展示ロビー、楽屋1～4、第10会議室（和室）、館長室、事務室、レストラン、カフェテリア、警備員室、湯沸室、エレベーター、リフト、シャワー室
	2 階	1,588.93	大会議室、第1会議室～第9会議室、ロビー、倉庫、湯沸室
	一部3階	185.17	調光室、倉庫

イ 定員

区 分	大ホール（席）	大会議室（席）	会 議 室（人）		
			第1～第5、第8 （小会議室）	第6～第7、第9 （中会議室）	第10 （和室）
定 員	固定席 1,579 車椅子席 300	移動席 300	20	40	40

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大　ホ　ー　ル							大　会　議　室								中小会議室（二〇室）	展　示・ロ　ビー
	式典・集会・大会	歌謡ショー・浪曲 音楽会・演奏会	演劇・演芸	日舞・洋舞	講演・講習会	その他	計	式典・集会・大会	研修会・講習会	講演会・会議	音楽会	演劇・演芸	展示会	レクリエーションダンス	その他		
14	56	93	12	34	27	45	267	51	75	22	0	11	146	77	382	4,630	149
15	45	124	28	45	25	23	290	48	88	20	7	13	132	65	373	5,024	125
16	16	100	39	31	38	50	274	31	91	13	43	0	126	64	368	4,899	115
17	47	88	75	37	25	19	291	74	92	23	34	0	103	41	367	4,949	126
18	5	30	9	18	6	2	70	9	28	7	21	0	29	14	108	1,311	17

※18年度は7月から3月まで工事休館のため、4月から6月までの利用累計である。

11 国際交流・国内交流（国際交流課）

概 要

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市、福井市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開すると同時に、世界中の各都市と経済、文化、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。

また、熊本市国際交流会館では、指定管理者である財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

このような中、平成10年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、「熊本市国際化指針」を策定し、「すべての人が安心して快適に暮らせる開かれた社会の実現」をめざして、市民参加のもと、諸外国との多様な交流をさらに推進するための取組みを行っている。

（1）桂林市（中華人民共和国）

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来、長期的視野に立って両市間の教育・文化・観光・環境保全等の各分野において交流と協力を促進し、両市市民の相互理解と友好親善を深めるため、積極的交流事業を展開している。

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委员会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市制90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は幅広い分野で様々な交流事業を展開してきた。特に、産業展や農業技術展覧会、生活文化展などを桂林市において相次いで開催し、本市を様々な角度から紹介する一方、熊本・桂林友誼館や熊本・桂林友誼亭をそれぞれ建設、友好のシンボルとして多くの両市市民に親しまれている。

平成11年には、両市は友好都市締結20周年を迎え、桂林市において両市長の間で21世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。また、友好都市締結25周年を迎えた平成16年、桂林市で行われた両市長会議において、新たに、観光分野での協力と民間交流の支援について合意がなされ、現在、両市は、次代を担う人材育成事業及び国際協力事業の推進を図るため、活発に交流事業を展開している。

最近の主な交流

平成18年4月	桂林市留学生（大学生）2名の受入
5月	「世界女性スポーツ会議くまもと」のゲストスピーカーとして桂林市から代表者4名を招致
8月	桂林市高校生友好訪問団20名の受入
9月	桂林市行政交流員2名の受入
11月	桂林市環境技術研修団2名の受入

桂林市の概要

桂林市は、中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な国際観光都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。最近では、市中心部の4つの湖を運河でつないだ「^{りょうこうしこ}两江四湖」の遊覧が観光の目玉となっている。

また、桂林の「桂」はモクセイの意で、街の至る所に主にキンモクセイの街路樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

桂林市は1998年10月、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、人口約494万人、面積約27,809km²になった。そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑶・侗族など多くの少数民族が生活している。

（2）サンアントニオ市（アメリカ合衆国）

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいる本市は、更に本市の国際交流を推進するため、市制施行100周年を控えた昭和62年、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が続いており、熊本市医師会をはじめとして、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。平成19年に、両市は姉妹都市締結20周年を迎える。

最近の主な交流

平成18年	5月	「世界女性スポーツ会議くまもと」のゲストスピーカーとしてサンアントニオ市から代表者1名を招致
	6月	サンアントニオ市留学生（高校生）3名の受入
	8月	熊本市留学生（大学生2名・高校生4名）のサンアントニオ市派遣
	9月	サンアントニオ市留学生（大学生）1名の受入
平成19年	3月	熊本市民病院栄養士1名をサンアントニオ市保健局へ派遣
	〃	サンアントニオ市議会議員訪問団の受入



サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し、人口129万を擁する全米第8位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第2位の大都市であり、人口の6割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約2千万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、2007年4度目の優勝を果たしたNBA全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオスパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、1989年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

(3) ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制100周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成2年には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成4年5月19日、30年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定の調印式をハイデルベルク市で執り行った。同年9月には市長をはじめとする代表団が来熊、本市において再調印が行われるとともに、地球的規模の環境問題をテーマとした「くまもと環境フェア'92」に参加するなど、両市の友好は更に深まった。

その後は、熊本市民友好の翼の派遣や日独協会をはじめとする市民レベルでの交流、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業を行っている。

最近の主な交流

- | | | |
|-------|----|--|
| 平成18年 | 5月 | 「世界女性スポーツ会議くまもと」のゲストスピーカーとしてハイデルベルク市から代表者1名を招致 |
| | 6月 | ハイデルベルク大学病院へ市民病院から研修の為医師等を派遣 |
| | 7月 | 第11回インターナショナルサマーサイエンススクールへの学生派遣 |
| | 〃 | 熊本市青少年交流訪問団の派遣 |
| 平成19年 | 3月 | ハイデルベルク大学病院医療交流訪問団（医師）の受入 |

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約14万8千人を擁し、標高116m、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。500年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気はただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しのかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間約350万人もの観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第10代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

- | | |
|---------|---|
| 平成18年4月 | 「ふくい春まつり越前時代行列」に参加 |
| 〃 | 福井市高校野球親善訪問団の受入 |
| 5月 | 「世界女性スポーツ会議くまもと」のゲストスピーカーとして福井市から代表者1名を招致 |
| 8月 | 福井市小学生交流訪問団の受入 |
| 8月 | 「火の国まつり」への福井市訪問団の受入 |
| 平成19年1月 | 熊本市小学生交流訪問団の福井市派遣 |



福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口27万人余、面積536.17㎢の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

（５）熊本市国際交流会館

地方の国際化が急速に進展するなか、本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現に積極的に取り組んでいる。そのようなことから、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成6年9月、熊本市国際交流会館が開館した。

同会館では、1・2階の国際交流サポートセンター（交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、ビデオ、インターネットによる情報サービス、外国語による相談などを行っている。また、指定管理者である（財）熊本市国際交流振興事業団により、異文化理解講座や市民と在熊外国人の交流会などの交流事業が積極的に展開されている。

また、ホール、会議室は交流団体等の会合に頻繁に利用され、更なる市民の国際化に向け着実な実績を上げている。

設置主体	熊本市
運営主体	（財）熊本市国際交流振興事業団
所在地	花畑町4番8号
構造	鉄筋鉄骨コンクリート地上7階、地下2階建
面積	敷地面積1,656㎡ 延床面積 8,439㎡
工期	平成4年7月～平成6年7月
開館	平成6年9月1日
総工費	40億9000万円

主要施設

階 層	内 容
7階 6階	ロビー、通訳ブース、ホール（230人）
5階	大広間A、B、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
4階	第1会議室、第2会議室
3階	国際会議室、研修室1～3
2階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディールーム、NGO活動スペース
1階	国際交流サポートセンター、エントランスホールラウンジ、会館事務室、駐車場
地下1階	駐輪場、防災センター
地下2階	多目的ルーム



イ 会館利用状況

（平成18年度）

	ホール	研修室（15室）	交流ラウンジ	合 計
利用人数 （人）	107,500	151,821	71,561	330,882

12 人 権 推 進 （人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、平成16年4月に策定された「熊本市総合計画・まちづくり戦略計画」の実施計画の中で、「一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の観点から総合的に整理し、人権施策に結びつけることにより、市民誰もが自分らしく、相手の立場を理解して、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

(1) 沿革(男女共同参画については別途記載)

昭和50年12月	市民局(現在の市民生活局)に同和対策室を設置
51年 5月	隣保館を設置
52年 6月	西原公園児童館を設置
62年12月	熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成 5年 1月	熊本市雇用開発協議会を設置
11年6月	人権教育のための国連10年推進本部を設置
12年5月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を採択
13年4月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
15年8月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更

(2) 熊本市人権啓発市民協議会

熊本市における人権尊重思想の普及高揚を図り、社会のあらゆる差別の解消を目指し、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した。平成3年度から4部会制(行政部会、企業部会、学校教育部会・社会教育福祉部会)を導入し、さらに平成17年度に組織の再編成を行い、5部会(地域社会活動部会、企業部会、福祉・医療部会、学校教育部会、行政部会)とし、それぞれの部会機能をより高めるとともに、情報等の共有化などネットワーク化を進め、会員の拡大と活動の充実を図っている。

会 員 数 本市と80団体・機関

主な事業 人権啓発作品公募

人権・ふれあいフェスタ2007開催

ヒューマンライツ・シアター(人権映画会)の開催

人権啓発セミナー(指導者養成講座)の開催

人権フェアの開催

講師登録制度の周知

人権啓発ビデオ等の貸出し

(3) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重の理念を基盤とした行政施策を推進することが不可欠である。

そこで、これまでの訓令を廃止し平成17年8月公布された「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」に基づき、全職員の人権教育を推進するための体制が整備され、全課及び局を中心とした主体的な取り組みを実施している。

(4) 熊本市ふれあい文化センター（平15. 8. 1隣保館条例改廃制定）

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するため、設置する。

所在地 本荘4丁目6番6号
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和51年5月1日
 構造 鉄筋コンクリート3階建（一部2階建）
 敷地面積 1,015.38㎡ 建物面積 延1,849.43㎡ 駐車場面積 411.94㎡
 用地費 69,623千円
 工事費 新築（昭和50年度）82,495千円
 改築（昭和58年度）25,085千円（機能回復訓練室・相談室の新設）
 増築（昭和62年度）304,334千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）
 主な施設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
 2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
 3階 ホール（機能回復訓練室）

利用者数

区 分	年 度	
	17	18
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等）	13,892	15,166
貸し館利用者数	12,931	12,398
福祉サービス利用者数（入浴・昼食・リハビリ室）	10,397	11,369

保健福祉

1	健康なライフスタイルの確立	135
2	健康福祉サービス体制	139
3	生活衛生	150
4	子育て支援	159
5	高齢者への生活支援	170
6	障害者への生活支援	186
7	社会保障制度	199
8	市民病院	209

保 健 福 祉

生涯を通じて、心身共に健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことは、全ての市民の願いです。

しかし、現代社会においては、心身の健康を阻害する要因が多様化する中、特に高齢化の急速な進展にともない、今後ますます医療や介護の需要が高まることが予想されています。加えて、子ども達を取り巻く社会や家族の環境が大きく変化し、子育ての困難さも増しています。

これらに対して、まず、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21」を策定し、一人ひとりの健康づくりの意識を積極的に高めるとともに、子どもの健やかな成長や、高齢者・障害者の生きがいのある暮らしを支えるため、保健、医療、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりを、民間事業者、市民ボランティアなどと連携し進めています。

1 健やかなライフスタイルの確立

近年、これまで減少していた感染症疾患の新興、再興に加え、食事・喫煙・運動不足などの生活習慣に起因する慢性疾患や精神的ストレスに起因する疾患が増加しています。

また、化学物質の蔓延によるアレルギー疾患や環境ホルモンの問題など、健康を阻害する要因は多様化複雑化しています。

今後は、長い人生を生きがいのある楽しいものとするために、自分の健康づくりの基本として、市民が日々の暮らしの中で積極的に健康づくりを実践できるような取り組みを進めなければなりません。

そこで、自分の健康は自分でつくるという健康観の普及や市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、地域における健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進しています。



(1) 栄養改善対策事業（地域保健福祉課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともにその活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

ア 食育の推進

(単位 人)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
食育推進ネットワーク 連絡会参加者延べ数	276	290	332	436	471

※ 上記とあわせて、特別講演会「体験から「食育」を！ ～家庭・学校・地域が一体となって～」
参加者数 300人

イ 地区組織活動の支援

(単位 回)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
食生活改善推進員研修会	17	17	17	17	17
すこやか食生活改善講習会	80	80	80	80	80

ウ 食生活改善推進員の養成

(単位 人)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
修了者	81	86	82	84	76

(2) 健康相談と情報提供事業（健康福祉政策課）

40歳以上の市民を対象に、医療等以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談）を行っている。

老人保健（医療以外）事業の実施状況

ア 健康手帳の交付

(単位 人)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
医療受給資格者	※4,098	994	966	928	875
医療受給資格者以外の者	9,737	10,790	8,508	8,957	23,476

※平成14年10月から医療受給資格対象年齢変更あり

イ 健康教育

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
開催回数(回)	427(54)	451(56)	572(54)	605(35)	286(30)
延人員(人)	11,656(446)	13,616(477)	15,781(576)	17,663(486)	8,454(286)

() 個別健康教育

ウ 健康相談

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
開催回数(回)	1,400	1,401	1,705	1,418	847
延人員(人)	12,583	14,188	13,510	12,194	6,776

(3) 各種健康診査充実事業（健康福祉政策課）

ア 健康診査

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

(単位 人)

区分	年度	14	15	16	17	18
基本健康診査		36,237	38,408	38,766	40,832	39,008
胃がん検診		12,704	12,835	12,049	11,667	9,687
子宮がん検診	頸部のみ	10,064	10,485	9,968	12,554	6,281
	頸部+体部	1,004	942	909	1,004	520
乳がん検診		9,099	9,437	8,839	6,776	3,315
肺がん検診	撮影、読影	32,510	33,459	32,496	33,107	28,041
	喀痰あり	2,072	1,860	1,599	1,391	1,065
大腸がん検診		13,323	14,495	13,486	13,623	11,547
肝臓がん検診		※ 2,169	※ 2,266	※ 3,350	※ 2,750	※ 2,345
在宅寝たきり者歯科健診		27	18	18	—	—

(注) がん検診については、平成13年度より検診料の一部負担を導入

子宮がん乳がん検診は平成17年度から対象年齢を変更（子宮がん検診は30歳以上を20歳以上に、乳がん検診は30歳以上を40歳以上に）し、平成18年度からさらに偶数年齢者とした。

※は肝炎ウイルス検査（平成16年度より、従来の節目検診に加え、節目外検診も委託）

イ 女性健康診査事業

健康診査を受ける機会の少ない18歳～39歳の女性を対象に生活習慣病、骨粗鬆症等の健康診査を実施している。

(単位 人)

区分	年度	14	15	16	17	18
受診者		1,862	1,972	2,088	2,176	1,999

(4) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、一部を除き結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された。

ア 健康診断

(単位 人)

区分	年度	14	15	16	17	18
結核一般住民検診		37,786	38,466	36,854	22,219	19,924
ツベルクリン反応検査（乳幼児）		6,977	7,111	8,416	—	—
B C G 接種（乳幼児）		6,762	7,053	8,246	6,393	6,633
管理検診		161	172	146	157	223
接触者検診		2,509	2,759	3,003	2,881	2,462

※平成17年の結核予防法改正により、ツベルクリン反応検査後のBCG接種が廃止され、直接BCG接種方式へ変更となった。

なお、平成19年4月に結核予防法が廃止され、BCG接種は「予防接種法」に規定された。

イ 患者管理

(単位 人)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
結核患者登録数	326	295	290	372	374
新登録患者数	119	118	117	148	115
結核患者訪問指導	192	181	174	264	283
新登録患者中の入院勧告患者数	43	44	43	64	43

平成18年度までは、結核予防法による命令入所者数を示した。

(5) 感染症対策事業（感染症対策課）

エイズ相談及びHIV抗体検査

市民の間に広がるエイズ不安を解消するため、市民が容易にエイズ相談及びHIV抗体検査を受けることができるよう保健所・保健福祉センターにおいて実施している。

エイズ相談・HIV抗体検査の推移

(単位 件)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
相 談	673	812	1,134	1,247	1,599
検 査	521	664	975	1,071	1,444

(6) 予防接種事業（感染症対策課）

感染症の発生及び拡大防止を図るため当該予防接種を実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。

予防接種の状況

(単位 件)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
三 種 混 合	26,422	26,393	25,770	26,784	25,899
二 種 混 合	3,643	3,814	3,888	3,764	4,018
急 性 灰 白 髄 炎	12,810	12,751	12,994	11,361	11,918
イ ン フ ル エ ン ザ	43,928	55,746	60,013	68,736	69,939
日 本 脳 炎	33,669	38,138	21,343	1,577	1,892
風 し ん	6,435	8,770	6,641	10,657	-
麻 し ん	6,643	6,960	6,380	7,052	-
麻 し ん 風 し ん 混 合	-	-	-	-	11,972

風しん・麻しん予防接種は平成18年4月から麻しん風しん混合ワクチンでの予防接種となった。

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっています。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、保健福祉センターを中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めています。

(1) 保健福祉センター

名称 区分	本 庁	熊本市保健所	中央保健福祉センター	東保健福祉センター	西保健福祉センター	南保健福祉センター	北保健福祉センター
所 在 地		九品寺1丁目13番16号	錦ヶ丘1番1号	新町2丁目4番27号	平成1丁目10番8号	清水本町16番10号	
敷地面積		3,246.54㎡	1,689.7㎡	1,759.64㎡	2,994.00㎡	3,351.87㎡	
建物面積		延2,085.74㎡	延1,753.86㎡	延2,798.81㎡	延1,349.99㎡	延1,315.95㎡	
開設年月日		昭和24年5月16日・平成11年4月1日	昭和54年7月1日	昭和35年12月1日	平成元年9月1日	昭和57年7月1日	
改築年月日		昭和41年10月3日	(昭和59年3月31日増築)	昭和61年12月13日		(平成元年3月10日増築)	
建設費		80,400千円	261,779千円	645,936千円	361,248千円	291,269千円	
構造		鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	
類型		U1	—	—	—	—	—
医 師	2人 (内2人併任)	2人 (内1人併任)	2人 (内1人併任)	2人	1人 (内1人併任)	1人	1人
保 健 師	14人	3人	18人	22人	18人	18人	19人
管内世帯数	—	—	60,499世帯	62,653世帯	50,199世帯	38,587世帯	48,698世帯
管内人口	—	—	131,630人	167,874人	125,338人	110,729人	126,552人

(注) 1 医師、保健師数は平成19年5月1日現在

2 管内世帯数・人口は、平成12年国勢調査に基づく

保
福

(2) 総合保健福祉センター（仮称）整備・運営PFI事業（健康福祉政策課）

当該施設は、交通局車両基地（大江5丁目1番1号）跡地の一部を活用して、熊本市保健所、中央保健福祉センター、こども総合相談室（仮称）、こどもの発達支援センター（仮称）及び市民協働の広場（仮称）の5機能を備えた複合施設となる総合保健福祉センター（仮称）を整備し、もって市民への保健福祉サービスの充実を図ることを目的としている。

また、本事業の実施にあたっては、民間の能力を積極的に活用し、効率的な施設の整備、維持管理及び運営を行うためにPFI手法を用い、事業者が市の所有する土地に総合保健福祉センターを建設した後に、市に施設を引き渡し、事業期間中（平成20年4月から平成40年3月末）における施設の維持管理・運営業務を実施するBTO方式としている。

(事業日程)

平成18年4月上旬から平成20年2月末	設計・建設
平成20年2月末	所有権移転
平成20年4月	供用開始
平成20年4月から平成40年3月末まで	維持管理及び運営

ア 建築概要

建設地	熊本市大江5丁目1番1号（交通局車両基地跡地）
敷地面積	5 2 7 9 . 2 0 m ²
建築面積	2 2 1 5 . 5 0 m ²
延べ床面積	7 9 9 9 . 8 3 m ²
緑化面積	1 5 5 0 . 0 0 m ² （緑化割合29.36%）
構造	SRC造
駐車台数	63台（内身障者用4台）
駐輪台数	100台

イ 面積表

① 本体建物

階	主 要 用 途	面積 (m ²)
5	共用部	7 4 7 . 3 5
4	熊本市保健所	1 5 1 9 . 8 5
3	中央保健福祉センター	1 8 0 2 . 1 6
2	こども総合相談室（仮称） こどもの発達支援センター（仮称）	1 8 2 3 . 2 7
1	市民協働の広場（仮称） エントランスホール 大会議室	1 9 0 4 . 2 7
合 計		7 7 9 6 . 9 0

② 別棟

主 要 用 途	面積 (m ²)
駐輪場	1 1 5 . 6 0
渡り廊下	6 8 . 0 9
ごみ置き場	1 9 . 2 4
合 計	2 0 2 . 9 3

(3) 保健福祉情報ネットワーク整備事業（健康福祉政策課）

「市民志向の質の高い保健福祉サービスの実現」を図るため、市民が、自分にあったサービスを適切に選択でき、必要な情報や支援をできるだけ身近な場所で素早く正確に得ることができるよう体制をつくります。加えて、情報の活用による政策マネジメント機能の強化をため情報システムの整備を行います。

- ・保健福祉総合情報システムの構築

(4) 救急医療制度（地域医療課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めています。

ア 救急医療体制整備の経緯

昭和51年12月	年末年始救急医療開始 (在宅当番医制度による。内科等9診療科目、20医療機関)
昭和52年 7月	熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置 休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始
昭和53年	病院群輪番制による二次救急医療業務開始
昭和56年11月	熊本市医師会（休日夜間急患センター）に一次救急医療業務を委託（小児科・内科） 熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託
昭和57年 4月	休日夜間に加え土曜日夜間の一次救急業務開始
昭和58年 4月	休日夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充（小児科・内科・外科）
昭和63年 4月	休日昼間の一次救急業務を開始
平成 2年 4月	熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託
平成14年 8月	熊本市救急災害医療協議会設置 (熊本市救急医療協議会、熊本市災害医療対策連絡会議の合併)
平成17年 4月	病院群輪番制による二次救急医療業務について、熊本中央地域二次救急医療圏の3市7町で事業継続のための協定を締結（税源移譲により、国の補助金が一般財源化されたことに伴うもの）

イ 一次救急医療業務

① 休日夜間急患センター

- ・熊本市医師会熊本地域医療センター

診療科目 小児科・内科・外科

診療時間 毎夜間（午後6時から翌朝午前8時まで）、休日昼間（午前8時から午後6時まで）

・休日準夜急患診療所（熊本赤十字病院）

診療科目 小児科・内科・外科・整形外科

診療時間 休日夜間（午後6時から翌朝午前0時まで）

② 在宅当番医制（熊本市医師会委託）

診療科目 内科（4）、小児科（1）、外科（3）、整形外科（1）、眼科（1）、耳鼻咽喉科（1）、産婦人科（1）

（ ）内は、1日当り実施医療機関数

③ 救急調剤（熊本市薬剤師会委託）

くまもと中央薬局で、平日夜間（午後6時から翌朝午前0時まで）及び休日（午前0時から翌朝午前0時まで）

救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務（熊本市歯科医師会委託）

在宅当番医制により、休日夜間（午後6時から翌朝午前0時まで）の歯科救急診療業務実施

⑤ 一次救急医療業務実績

区 分			年 度	14	15	16	17	18
休日夜間急患センター	地域医療センター	小児科（人）		21,363	20,441	20,898	20,835	20,585
		内科（人）		12,556	11,254	12,196	12,160	11,739
		外科（人）		3,095	3,083	3,139	3,269	3,078
		計（人）		37,014	34,778	36,233	36,264	35,402
		二次医療搬送（再掲）		1,523	1,382	1,547	1,374	1,318
	熊本赤十字病院	患者総数（人）		4,023	3,666	4,053	4,240	4,114
在宅当番医制（人）				29,110	25,464	26,377	26,291	28,922
（実施医療機関延数）				(782)	(759)	(766)	(765)	(762)
救急調剤（件）				23,711	22,004	22,666	22,243	22,315
休日夜間歯科診療（人）				248	275	242	220	209
委託料（千円）				174,367	174,636	174,366	174,330	174,293

ウ 二次救急業務一病院群輪番制

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌朝午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市民病院、国立病院機構熊本医療センター）の輪番制により実施

(5) 医療安全相談窓口の設置運営（地域医療課）

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で迅速に対応しています。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成15年11月4日

相談対応体制：専任相談員2名（看護師）（平成16年3月31日までは看護師1名体制）・医療監視員（兼務）

・相談受付件数

相 談 区 分 \ 年 度	16	17	18	(再掲) 調査確認等 実施件数
相談・問合せ	913	970	866	3
苦 情 相 談	345	395	394	71
そ の 他	50	39	26	2
合 計	1,308	1,404	1,286	76

(注) 平成15年度については、11月4日～3月31日までの実績

(6) 献血推進協議会の設置（地域医療課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成15年7月30日に施行されました。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の3本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されます。

このことにより、ボランティア団体等8団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいます。

・設置年月日（再編） 平成16年5月25日

・熊本市の移動採血車による400ml献血者数

項 目 \ 年 度	16	17	18
合 計（人）	10,729	11,338	10,822
目標数（人）	13,110	13,384	13,624
達成率（%）	82	85	79

(7) 地域福祉活動の推進（地域保健福祉課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障害者の生きがいのある暮らしを支えるため、健康、医療、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

平成2年8月の「熊本市民長寿社会憲章」の制定をはじめ、すべての市民が安全で健やかに暮らせるまちを実現するため高齢者・障害者にやさしいまちづくり事業や、在宅福祉・地域福祉の充実を目指し、在宅福祉センターなど公的施設を整備するとともに社会福祉協議会活動の活性化を図るなど公私協働による福祉の充実を積極的に展開している。また、21世紀を担うこどもたちの健全育成の願いを込め、平成6年9月に熊本市民「こども憲章」を制定した。

ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成8年4月1日より設置した。

（審議会の構成）

- ・全体会

調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。

- ・民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。

- ・児童福祉専門分科会

児童福祉に関する事項の調査審議を行う。

- ・身体障害者福祉専門分科会（身体障害者福祉専門分科会審査部会）

身体障害者福祉に関する調査審議を行う。また、審査部会においては、身体障害者手帳の交付に際し、

障害の程度等に応じて疑義が生じたものについて審査を行う。

- ・高齢者福祉専門分科会

高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う

イ 社会福祉協議会活動の活性化

地域福祉の推進母体である社会福祉協議会に創設している、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動の支援に充てることにしている。

ウ （社福）熊本市社会福祉事業団

熊本市が設置する養護老人ホームや障害者更生施設などの社会福祉施設の適切かつ能率的運営と、在宅の高齢者及び心身障害児・者を対象としたホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの提供を行い、熊本市における社会福祉の増進に寄与する。

エ 在宅福祉センター

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター	熊本市中央在宅福祉センター
所 在 地	日吉1丁目4番15号	健軍本町31番20号	壺川2丁目3番85号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉事業団	社会福祉事業団	社会福祉事業団
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日	平成9年7月24日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	1,601㎡	1,394.71㎡	3,971㎡
建 物 面 積	779.40㎡	833.87㎡(東老人福祉センター含)	950.59㎡
開 館 時 間	9時～17時(一部22時迄)	9時～17時(一部22時迄)	9時～17時(一部22時迄)
主 な 設 備	デイルーム 休養室 浴室 談話室 和室 多目的ホール 相談室	デイルーム 休養室 浴室 談話室 研修室 相談室	デイルーム 休養室 浴室 和室 多目的ホール 調理室 相談室

(8) 民生委員・児童委員関係事業(地域保健福祉課)

ア 地区別民生委員・児童委員数(定数1,264人、現員1,241人)

(平19.7.1現在)

地区 性別	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
男	67	94	66	72	53	352
女	199	185	144	137	224	891
計	266	279	210	209	277	1,241

(主任児童委員109名を含む)

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から推薦会委員長が委嘱する。

- | | |
|---|--------------------------------------|
| { | 校区社会福祉協議会代表・校区婦人会代表・校区民生委員代表・校区自治会代表 |
| | 校区PTA代表（小学校）・校区保護司代表・校区老人クラブ代表 |
| | 校区母子寡婦福祉連合会代表・校区公民館代表・校区青少年健全育成協議会代表 |

・ 熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。

（現在、専門分科会委員は、5名）

ウ 処 遇（平成19年度分）

民生・児童委員報償金等

会 長	年額	121,840円
委 員	年額	110,000円
民生委員協議会運営補助金	年額	6,320千円
民生委員互助会運営補助金	年額	1,138千円
民生委員協議会活動推進費補助金	年額	6,760千円

（9）社会福祉団体一覧（地域保健福祉課・高齢保健福祉課）

ア 主な福祉団体

（平19.4.1現在）

名 称	代表者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	吉村 一郎	南千反畑町10番7号 熊本市社会福祉会館内	住民の福祉活動に対する援助や、社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、もって地域における社会福祉の増進を図る
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	柳川 彰也	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	熊本市が設置する社会福祉施設の適切かつ能率的運営と、在宅の高齢者及び心身障害児・者を対象とした在宅福祉サービスの提供を行い、熊本市における社会福祉の増進に寄与する
社団法人 熊本市シルバー人材センター	田尻 靖幹	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ その他の福祉関係団体（地域保健福祉課・子育て支援課・保育課・高齢保健福祉課・障害保健福祉課）

名 称	代表者	所 在 地	設 置 日 的
熊本市民生委員児童委員協議会	久保 裕	南千反畑町10番7号 熊本市社会福祉会館内	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉連合会	佐藤タカ	〃	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	田尻靖幹	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	迎 征史	紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	潮谷義子	水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	毛利徳吉	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被害者の会	小柳 力	〃	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	主海偉佐雄	壺川2丁目6番6号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等対策協議会	三浦一水	城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本BBS会	河内田晃子	大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本市更生保護女性連盟	玉井了子	〃	保護司会と連携をとり、更生保護期間中の者（成人）に対し自立のための支援を行うことを目的とする
軍恩連盟熊本市連合支部	上田孝徳	沼山津3丁目5番1号	会員の恩給に関する相談を行い、福祉援護及び互助親睦を図る
熊本県共同募金会 熊本市支会	江藤正行	南千反畑町10番7号 熊本市社会福祉会館内	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区	幸山政史	〃	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村隼秋	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	寺本克己	〃	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設連合会	本山雅徳	渡鹿8丁目16-46	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	山崎恒雄	花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上と職員の福利厚生を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

(10) 指導監査事業（指導監査課）

平成18年度指導監査実績

ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

・指導監査対象法人 125法人

・指導監査対象施設 227施設

- | | | | |
|-------------------|---------|----------------|-------|
| ① 児童福祉施設 | (131施設) | ② 身体障害者更生援護施設等 | (7施設) |
| ③ 保護施設 | (1施設) | ④ 母子福祉施設 | (1施設) |
| ⑤ 知的障害者援護施設等 | (26施設) | ⑥ 社会事業施設 | (2施設) |
| ⑦ 老人福祉施設（併設施設は除く） | (59施設) | | |

イ 介護老人保健施設の指導監査

介護老人保健施設の指導監査を実施し、施設の適正な運営を確保する。

(実地指導対象施設 22施設)

介護老人保健施設 (22施設)

(11) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育課・高齢保健福祉課・障害保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

国の基準により算出した額について、国2：市1の割合で負担した補助金を交付する。

(平成19年度当初予算) 577,709千円

(平成19年度対象施設数) 老人福祉施設、児童福祉施設など計6カ所

(12) 福祉総合相談（地域保健福祉課）

ア 目 的

保健及び福祉に関するいろいろな相談の総合窓口として福祉総合相談室を設置している。相談窓口としての機能と部内各課及び関係機関との調整機能をあわせ持ち、相談の問題解決にあたる。よって市民福祉の向上に資するものである。

イ 業務の内容

- ・保健及び福祉の総合相談に関すること
- ・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（平19.4.1現在）

室長1人ほか職員3人

婦人相談員 2人 家庭相談員 2人 福祉相談員 1人

エ 利用状況（平成18年度実績）

- ・福祉の総合相談

介護保険制度	施設	生活困窮	年金	手当	貸付	障害者福祉制度	障害者・高齢者権利擁護	障害者手帳	健康保険制度	医療費助成	疾病（医療）	住宅	就労	学校・保育所	離婚	人間関係	家族関係	借金	児童虐待	D V	税金	戸籍関係	ホームレス問題	その他	合計
132	104	245	30	19	41	56	31	22	44	54	50	82	26	7	57	40	107	17	5	20	10	15	5	172	1,391

保
福

- ・女性のための相談

離婚問題	妊娠・出産	求職	帰宅先なし	男女問題	不純異性交遊	その他本人の問題	夫等の暴力	夫の薬物中毒	その他夫の問題	子どもの養育不能	その他子どもの問題	生活困窮	借金・サラ金	住居問題	精神的問題	病気	その他家庭の問題	合計
203	115	15	57	15	0	315	376	5	45	22	69	71	11	67	9	5	66	1,466

3 生活衛生

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等の使用による室内空気汚染等を原因としたシックハウス症候群の顕在化、レジオネラ症等の新興再興感染症の増加など、生活衛生に係る新たな問題が発生しています。

また、食品衛生の面についても、輸入食品や加工食品等が増加し、製造・流通・消費過程における不適切な管理に起因する大型食中毒や食品の事故が発生しています。

今後は、生活様式の多様化をはじめ、事業者のサービスや営業形態の変化に即応できる体制を整備し、市民や事業者に対して積極的な指導や情報提供を行うことにより、衛生に関する意識を高め、市民・事業者・行政が一体となって、安全で快適な生活環境の確保に努めなければなりません。そこで、安全（安心）で衛生的な生活環境を確保するために、市民に対しては、多様化した市民ニーズを満足させる情報提供、相談対応、助言を行うとともに、出前教室やメディアを利用した広報による知識・技術の普及啓発を実施し、事業者に対しては、営業施設等への監視指導を強化し、自主衛生管理体制の確立を支援します。特に、食の安全・安心の確保については「熊本市食品衛生監視指導計画」に基づき、ハイレスク業種や施設に対する重点監視等を実施、また、市民、食品等事業者とのリスクコミュニケーションを推進します。

さらに、斎場や墓地の整備、適正な管理運営に努めています。

(1) 環境衛生関係（生活衛生課）

ア 営業施設の監視指導状況

(平成18年度)

	業 種	施 設 数	監 視 数	監視率 (%)
営業六法	理 容 所	731	48	6.6
	美 容 所	1,234	125	10.1
	クリーニング所	755	63	8.3
	旅 館	268	73	27.2
	興 行 場	34	2	5.9
	公 衆 浴 場	174	179	102.9
	計	3,196	490	15.3
その他一般環境衛生	温 泉	44	3	6.8
	化 製 場 等	22	6	27.3
	墓 地	1,369	22	1.6
	納 骨 堂	150	5	3.3
	火 葬 場	1	0	0
	ビル管理法による 特定建築物	223	30	13.5
	ビル管理法による 登録営業	197	24	12.2
	遊 泳 場	26	24	207.7

イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委 員 構 成 10人以内

市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員・市職員

任 期 2年

審 議 の 状 況 (事務処理要領の一部改正(H13.10月)により、一般審議案件と特定審議案件を区分、特定審議案件のみ審査会を開催)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
開催回数(回)	0	1	0	1	1
諮問件数(件)	0	2	0	1	1

(2) 生活衛生関係(生活衛生課)

ア 住まいの衛生相談状況

区分 \ 年度	16	17	18
相 談 件 数(件)	168	179	200
(うち、住まいの健康快適度診断実施数)	16	19	20

イ 出前教室実施状況

区分 \ 年度	16	17	18
出 前 教 室 実 施 件 数(件)	4	4	2
延 参 加 人 数(人)	113	95	33

ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

区分 \ 年度	16	17	18
生活衛生推進員の人数(人)	20	20	20
セ ミ ナ ー 開 催 数(回)	4	3	5

(3) 環境衛生事業所（生活衛生課）

ア 施設

所在地	平成1丁目16番18号
機 構	健康福祉局衛生部生活衛生課
敷地面積	1,620㎡
建物面積	786.62㎡
建設年月	昭和60年3月（竣工）
総工費	97,435千円
人 員	13人
業務内容	1 消毒業務 (1)感染症及び水害等発生時の消毒 (2)感染症予防のための、ねずみ・そ族昆虫駆除 (3)害虫相談 2 雑草等除去指導 (1)あき地等の雑草除去指導 (2)草刈機貸出

イ ねずみ・こん虫等駆除状況

（平成18年度）

駆除力所	昆 虫 等					ねずみ 駆除薬量 (kg)
	下 水 溝(㎡)	水槽等(㎡)	墓 地(基)	水害による 道路等の消毒 (カ所)	草 原(㎡)	
22,965	2,382,900	4,810	11,100	2	19,420	6.37

ウ 除草指導

苦情処理状況

（平成18年度）

指 導 し た 雑 草 地(件数・面積㎡)		草 刈 り 実 績(件数・面積㎡)	
220	106,453	205	99,450

エ 草刈り機具貸出状況

（平成18年度）

貸付件数	貸付台数	除草面積(㎡)
449	579	263,999

(4) 動物愛護センター（生活衛生課）

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射の実施、飼い犬の指導取締り、動物の保護及び管理として犬・猫の引取り及び負傷動物の収容、動物愛護の普及啓発として動物愛護週間行事の実施、アニマルハートフルのイベントの開催、ノラ猫に関する問題をかかえる地域で「ニャンニャンフォーラム」を開催し地域猫事業を推進するとともに、犬のしつけ教室の開催等の業務を行っている。また、平成18年6月1日から改正動物愛護管理法が施行され、動物取扱業が届出制から登録制に強化された。登録制では書類審査を経て、立ち入り調査を行い、施設基準及び取り扱い基準等を審査している。

平成19年4月1日から鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲等捕獲許可、愛がん用鳥獣の飼養登録及び捕獲許可の事務を開始し、野生鳥獣に関する対応窓口として人と野生鳥獣との共生を目指し、有害鳥獣による被害の未然防止と市民の不安解消に努めている。

ア 施設

名 称	熊本市動物愛護センター		
所 在 地	小山2丁目11-1		
敷地面積	10,726.71㎡		
建物面積	771.74㎡		
管 理 棟	246㎡		
収容施設棟	315.43㎡		
車 庫	78㎡		
倉 庫	41.63㎡		
収 納 庫	27㎡		
動物愛護園 休 憩 所	63.68㎡		
建 設 費	20,925千円		
改 築 費	150,396千円（収容施設棟） 46,440千円（管理棟）		
建設年月	昭和45年5月		
改築年月	昭和58年1月（収容施設棟） 昭和61年10月（管理棟）		



イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予防 接種	捕獲	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	実験用 動物	処分	計	焼却 依頼	咬傷 事故
14	26,767	18,451	454	242	696	108	164	1	416	689	1,177	22
15	28,043	18,827	467	260	727	136	263	0	323	722	1,213	19
16	29,553	19,503	478	271	749	169	210	0	362	741	1,188	19
17	31,204	19,889	579	164	743	201	270	0	271	742	1,224	30
18	33,012	21,996	636	59	695	242	292	0	140	674	1,147	35

(5) 食品衛生関係（食品保健課）

ア ① 営業施設の監視指導状況

※（平成18年度から監視ポイント制へ移行）

法 許可施設数		条例 許可施設		合 計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標数	監視ポイント	達成率 (%)
13,102	9,168	1,507	1,455	14,609	16,000	13,099	81.9

② 衛生教育、研修会等の実施状況

区 分	衛 生 教 育				研修会・講演会		合 計	
	営 業 者			市 民	調理師・栄養士研修会	食中毒予防講演会等		
	許 可 施 設	給 食 施 設 関 係 者	食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会					食 品 衛 生 責 任 者 実 務 講 習 会
件 数	29	11	4	2	62	7	2	117
参加人数	1,334	899	674	240	2,943	953	225	7,268

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

年度	区分	立入り施設数	集団指導	
			件 数	延べ人数
16		108	7	1,065
17		103	7	972
18		103	7	953

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。

鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 田崎町380番地 担 当 食品保健課

検査状況

年 度	施設数	食 品 の 検 査 数			
		国産品		輸入品	合計
H16	281	119	(1)	50 (0)	169 (1)
H17	281	129	(0)	43 (0)	172 (0)
H18	271	250	(4)	38 (0)	288 (4)

オ 熊本市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、市民に安全で衛生的な食肉を供給するために、「と畜場法」「食品衛生法」に基づいて、獣畜（馬・牛・豚・めん羊・山羊）の疾病の検査（BSE検査を含む。）、食肉に含まれる動物用医薬品等の残留有害物質の検査、と畜場内の衛生指導及び食肉衛生に関する調査・研究等の業務を行っている。また、家畜生産サイドへ検査結果を還元し、健康な家畜の生産に寄与している。

保
福

① と畜検査頭数

年度 畜種	14	15	16	17	18
馬	4,190	4,195	4,326	4,278	4,058
牛	8,083	9,190	9,203	9,301	9,181
豚	47,072	45,314	42,117	39,540	38,819
めん羊・山羊	0	0	0	0	0
合 計	59,345	58,699	55,646	53,119	52,058

② 残留有害物質検査頭数

年度 畜種	14	15	16	17	18
馬	5	1	3	2	0
牛	26	36	29	39	18
豚	294	184	123	133	144
合 計	325	221	155	174	162

③ 衛生検査件数

年度 検体	14	15	16	17	18
施設設備・器具	30	—	76	380	231
枝 肉 等	9,126	8,597	20,259	23,180	16,338
保 菌 調 査	204	118	970	997	878
そ の 他	—	74	204	264	152
合 計	9,360	8,789	22,149	24,821	17,559

④ 牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査頭数

(H18.4.1～H19.3.31)

畜 種	症状を呈する牛	21カ月齢以上	21カ月齢未満	計
乳 用 種	0	5,975	196	6,141
肉 用 種	0	3,017	23	3,040
計	0	8,962	219	9,181

(検査結果はすべて陰性)

(6) 斎 場（健康福祉政策課）

ア 施 設

名 称 熊本市斎場

所 在 地 戸島町796番地

敷地面積 13,209.92㎡

建物面積 斎場 建築面積 3,946.7㎡、延床面積 4,970.3㎡

建設年月 新斎場建設工期 平成9年9月19日～平成11年8月31日

(供用開始①火葬棟及び待合棟平成11年4月1日②式場棟平成11年9月1日)

構 造 斎場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て一部2階建て（庭園含む）

総事業費 約 3,660,000千円

型 式 台車式15基

火葬棟の機能 ①告別室（4室）②炉前ホール ③火葬炉15基（3基増設スペースを確保）、汚物炉1基

④収骨室（4室）⑤中央監視室 ⑥事務室

イ 利用状況

① 火 葬

(単位 件)

年度		14	15	16	17	18
区分	4,388	4,337	4,435	4,594	4,435	4,763
	381	423	351	386	351	381
大 人	21	29	21	25	21	18
	6	2	1	2	1	4
小 人	180	192	164	180	164	200
	112	75	79	77	79	88
死 産 児	455	408	508	466	508	803
	79	82	91	76	91	73
そ の 他	4,994	4,975	5,128	5,265	5,128	5,784
	578	584	522	541	522	546
小 計		5,572	5,559	5,650	5,806	6,330
合 計						

②待合室及び式場

(単位 件)

区分	年度	14	15	16	17	18
待 合 室	454	397	396	343	396	404
	35	29	19	18	19	29
通 夜	3	7	11	25	11	57
	0	0	1	0	1	2
告 別 式	1	0	6	4	6	13
	0	0	0	2	0	0
通夜及び告別式	13	27	33	50	33	61
	3	2	1	4	1	2
小 計	471	431	446	422	446	535
	38	31	21	24	21	33
合 計		509	462	467	446	568

ウ 火葬場使用料

区分	種 別	単 位	使 用 料	
			市 内	市 外
火葬場	大 人 (12歳以上)	1体	6,000円	36,000円
	小 人 (12歳未満)	1体	4,000	24,000
	死 産 児	1体	2,000	12,000
	改葬による人骨	1体	2,000	12,000
	その他(産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部)	1個(10キログラムを限度とする。)	1,000	6,000
	待 合 室	1回(2時間以内)	4,000	
式場	通 夜	1回(午後4時から翌日の午前9時まで)	5,000	30,000
	告 別 式	1回(午前9時から午後3時まで)	5,000	30,000
	通夜及び告別式	1回(午後4時から翌日の午後3時まで)	10,000	60,000

保福

(7) 市営墓地及び霊堂(健康福祉政策課)

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

墓地名	総面積 (㎡)	平成16年度までの貸付状況		平成17年度までの貸付状況		平成18年度までの貸付状況	
		件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
花園墓地	28,057	1,907	12,645	1,910	12,658	1,906	12,649
小峯墓地	28,617	1,915	11,683	1,918	11,692	1,916	11,695
立田山墓地	37,929	1,528	10,394	1,531	10,410	1,531	10,395
城山墓園	54,747	1,133	7,115	1,137	7,134	1,139	7,142
清水墓園	20,897	1,508	8,602	1,517	8,643	1,517	8,629
桃尾墓園	142,411	6,640	32,976	7,090	35,036	7,429	36,582
浦山墓園	26,407	1,247	7,986	1,248	7,994	1,245	7,975
計	339,065	15,878	91,401	16,351	93,567	16,683	95,066

イ 桃尾霊堂

所在地	戸島町 桃尾墓園内
敷地面積	2,000㎡
建設概要	本体 鉄筋コンクリート平屋建 501.44㎡ 納骨堂 家族納骨壇 372壇、短期納骨壇 660壇 管理棟 鉄筋コンクリート平屋建 39.6㎡ (事務所、休憩所、トイレ) 舍利塔 25㎡
竣工	本体工事 昭和56年3月
建設費	昭和55年度 147,180千円(設計委託料含む) 昭和56年度以降 9,300千円(管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平14.4.1施行)

墓 地	種 別	使 用 料
桃 尾 墓 園	芝 生 墓 地	1 区 画 600,000円
	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 120,000円
そ の 他 の 墓 地	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 80,000円

(昭56.5.1施行)

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1年	5,000円

(8) 健康危機管理(地域医療課)

医薬品、化学物質、毒物・劇物、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により、突発的かつ広範に生じる市民の生命、健康、安全を脅かす事態に対して行う発生予防、拡大の防止、医療の確保に関する業務をいいます。

平成13年4月1日に健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機管理発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っています。

実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関27部署からの28委員(平成19年7月1日現在)で構成され、年2回の開催
- ・幹事会 庁内11関係機関の幹事により構成され、2ヶ月毎を目途に開催
- ・訓練 健康危機発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、図上訓練を年1回実施
- ・研修 関係機関の職員対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機に関する専門家による研修の実施

4 子育て支援（子育て支援課）

保健医療技術の進歩により、母子保健の水準は向上しましたが、一方で生活習慣病の若年化、児童虐待など、子どもの健やかな成長をめぐる新たな問題も生じています。加えて核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会での子育て機能が低下し、子育ての困難さが増しています。

今後は、育児不安を解消し、子どもの健全な育成環境を確保するため、保育施設の充実をはじめ、子育てを社会全体で支えていく体制づくりが必要です。そこで、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに育つような保健・医療の充実や、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めています。

（１）乳幼児医療費助成（昭和４８年４月１日、市により実施）

対 象 者 義務教育就学前乳幼児（１９．４月改正）
 受給資格者 本市の住民基本台帳等に記されている者で、現に居住している乳幼児を養育する者
 所得制限 なし
 実施状況 件数 ５０９，５１８件 （平成１８年度）
 助成額 １，０１０，９０７千円

（２）母子医療給付状況

区 分 \ 年 度		14	15	16	17	18
養育医療給付事業	実 人 員	151	126	196	196	250
	延 日 数	6,914	6,695	8,530	8,832	10,035
妊娠中毒症等療養援護事業	実 人 員	0	2	3	0	1
	延 日 数	0	19	41	0	21
自立支援医療（育成医療）事業	実 人 員	273	304	276	232	292
	延 日 数	5,397	5,639	5,196	4,712	1,352
小児慢性特定疾患治療研究事業	実 人 員	650	625	634	684	676
	延 日 数	17,666	14,801	16,384	13,957	13,085
療育医療給付事業	実 人 員	0	0	0	0	0
	延 日 数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助 成 件 数	-	-	108	114	159

(3) 母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。

ア 保健指導状況

(単位 人)

年度 区分		14	15	16	17	18
妊娠の届出受理数		7,047	7,029	6,620	6,748	6,876
保健指導 (健康相談)	妊 婦	5,809	5,281	5,541	6,324	5,969
	産 婦	271	313	274	443	327
	乳 児	5,448	6,113	6,008	5,748	5,674
	幼 児	11,267	12,276	7,525	7,499	6,334
	思 春 期	254	117	18	33	87
	そ の 他	473	703	566	353	624
健康教育	思 春 期	1,726	1,302	606	2,152	527
	両(母)親学級	1,361	1,118	1,437	1,153	1,270
	育児学級(乳児期)	7,855	9,242	11,350	13,173	14,819
	育児学級(幼児期)	25,524	21,786	23,187	21,819	24,913
	そ の 他	4,730	11,899	9,322	6,903	9,408
訪問指導	妊 婦	63	68	92	91	119
	産 婦	3,564	4,060	4,083	4,186	4,549
	新 生 児	337	512	333	236	276
	未 熟 児	503	527	572	591	658
	乳 児	3,250	3,435	3,600	3,832	4,277
	幼 児	1,074	1,226	1,519	1,389	1,377
	そ の 他	428	608	796	850	879

イ 健康診査状況

(単位 人)

年度 区分			14	15	16	17	18
医療機関委託分	妊 婦	一 般	12,451	13,124	12,299	12,553	12,847
		精 密	2,294	2,309	2,001	1,841	1,973
		B型肝炎	6,391	6,660	6,669	6,617	6,541
		歯 科	—	—	—	262	430
	3か月児	一 般	6,479	6,566	6,519	6,300	6,484
	7か月児	一 般	6,231	6,432	6,246	6,197	6,142
保健所・保健福祉センター実施分	妊 婦	歯 科	3,844	3,992	3,809	3,523	3,417
	1歳6か月児	一 般	6,597	6,665	6,546	6,284	6,372
		歯 科	6,561	6,650	6,537	6,277	6,365
		精 密	66	66	84	139	122
		3歳児	一 般	6,410	6,444	6,135	6,358
	歯 科		6,395	6,438	6,127	6,346	6,145
	精 密		102	130	251	254	249

ウ 母子栄養食品支給状況

(単位 人)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18	18年度分再掲支給実人員		
						妊産婦	乳幼児	計
牛乳(本)	4,624	3,251	3,659	2,773	4,222	20	0	20
粉乳(缶)	22	26	25	6	7	—	3	3
計	—	—	—	—	—	20	3	23

(4) 地域子育て支援事業

ア 地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉 地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設としての子育て支援に関する情報提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実績〉

年 度	実施園数(私立)	実施園数(市立)
14	2	1
15	2	1
16	2	3
17	2	5
18	2	6

イ エンゼル基金

〈目的・事業内容〉 次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。
子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

〈実績〉 平成6年度、基金創設(基金額3億円)。基金の運用益による助成は平成7年度から実施

年 度	助 成 件 数	援 助 金 額 (千円)
14	8	792
15	5	323
16	2	360
17	10	500
18	20	1,500
累 計	193	16,747

平成19年3月末現在の基金高 329,199千円

平成18年度助成予定 20団体 1,500千円

(5) 児童手当給付事業

(平成19年1月末現在)

区 分	被用者	非被用者	特例給付	合 計
人 数	27,635	11,659	1,013	40,307

3歳未満 一律 1万円(19.4月改正)

3歳以上 第1子～第2子 月額 5千円 第3子以降 月額 1万円

(6) 子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業

〈目的・事業内容〉 保護者が仕事等の理由で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。また、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に一定期間保護する制度。

① ショートステイ事業

〈事業内容〉 保護者が疾病や仕事の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等において一定期間預かる制度。利用期間は原則 7 日以内。

〈実績〉

年 度	利用状況 (実人員)	のべ利用日数
14	41	284
15	51	303
16	115	705
17	91	1,001
18	83	888

② トワイライトステイ事業

〈事業内容〉 保護者が、仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設に通所させ、生活指導や食事の提供等を行う。

〈実績〉

年 度	利用状況 (実人員)	のべ利用日数
14	18	65
15	83	380
16	121	409
17	38	226
18	40	290

イ 乳幼児健康支援一時預かり事業

〈目的・事業内容〉 小学校 3 年生までの児童等が病気の回復期で集団生活が困難な時期に、当該児童を専用の施設で一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

〈実績〉

年 度	年間延利用者数 (人)
14	218
15	335
16	1,196
17	1,421
18	2,264

ウ 産後ホームヘルプサービス事業（平成17年10月より実施）

〈目的・事業内容〉 出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実 績〉

年 度	利用状況（実人員）	延べ利用回数
17	23	301
18	66	923

（7）一人親家庭支援事業

ア 母子自立支援員の設置

母子自立支援員を配置し、母子家庭の自立のための相談指導及び母子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

（母子自立支援員の配置）

子育て支援課 1名 母子福祉センター 3名

イ 母子家庭医療費助成

対 象 者 市に住所を有する母子家庭の母と児童又は父母のいない児童

所 得 制 限 児童扶養手当の所得制限に準じる

実 施 状 況 件数 52,064件

経費 229,239千円 （平成18年度）

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

（平19年5月末現在）

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	父障害世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	6,025	42	567	19	27	217	6,897

（注）児童1人 月額 41,720円（全部支給の場合）

月額 41,710円～9,850円（一部支給の場合）

第2子加算 5,000円

第3子以降加算 3,000円

エ 母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の知識及び技能の習得を容易にするため、給付金事業（母子家庭自立支援教育訓練給付・母子家庭高等技能訓練促進費給付）を行っている。

（平成18年度申請実績） 母子家庭自立支援教育訓練給付 21人
母子家庭高等技能訓練促進費給付 12人

(8) 母子寡婦福祉資金貸付事業

母子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

(平成18年度実績) 379件 145,214千円

(9) 施 設

ア 助産施設

(平19.4.1現在)

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員(床)
熊 本 産 院	熊 本 市	幸 山 政 史	本山3丁目5番11号	昭25. 7	20
市 民 病 院	〃	〃	湖東1丁目1番60号	平18. 1	10
慈 恵 病 院	医 療 法 人	蓮 田 太 二	島崎6丁目1番27号	平18. 4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	東 大 弼	長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福 田 病 院	医療法人社団	福 田 綱	新町2丁目2番6号	〃	2
森 川 病 院	森 川 信 博	森 川 信 博	水前寺6丁目31-1	〃	2

イ 母子生活支援施設

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員(世)
熊 本 市 大 江 荘	社会福祉法人	丸 内 勉	大江6丁目1番50号	昭26. 8	18
はばたきホーム	〃	嶋 村 聖 子	壺川2丁目1番57号	昭23. 10	20

ウ 乳児院

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員
熊 本 乳 児 院	社会福祉法人	甲 斐 国 英	本荘2丁目3番8号	昭22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	鶴 川 弘 行	神水1丁目14番1号	昭25. 4	15

エ 児童養護施設

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	西 浦 健 輔	神水1丁目14番1号	昭23. 5	90
菊 水 学 園	〃	松本孝一郎	渡鹿5丁目9番12号	昭25. 10	80
藤 崎 台 童 園	〃	尾 里 裕 子	古 京 町 3 番 5 号	昭24. 3	70
龍 山 学 苑	〃	上 村 宏 潤	龍田6丁目3番60号	昭23. 10	50

オ 知的障害児施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
愛育学園	社会福祉法人	小澤 豪	清水新地1丁目3番1号	昭38.12	80
大江学園	〃	塘林恭介	渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	70
仁愛ひかり園	〃	植田しげ子	白藤3丁目2番71号	昭44.10	(通園) 30
三気の家	〃	須加原 翠	室園町20番40号	平 6. 4	(通園) 30

カ 児童自立支援施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
清水ヶ丘学園	熊本県	河野俊憲	清水町大字打越38番1号	明42. 2	50

キ 盲ろうあ児施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本ライトハウス	社会福祉法人	島村保夫	新生1丁目23番11号	昭28. 7	盲児 8 ろうあ児20

ク 婦人一時保護所（地域保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県福祉総合相談所	熊本県	吉田南海子	長嶺南2丁目3番3号	昭33. 8	20

ケ 難聴幼児通園施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	熊本県	丸内春美	長嶺南2丁目3番3号	昭56. 4	30

コ 重症心身障害児施設（障害保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
江津湖療育園	社会福祉法人	松田一郎	画図町重富字餅溝575番地	平6.10	80

サ 母子福祉施設

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	開設年月	定員
母子福祉センター	社会福祉法人照教会、 NPO法人ここへおいでよ 共同企業体	小山敬子	水前寺4丁目47番50号	昭60. 6	

(10) 公立保育所管理運営及び私立保育所運営支援事業（保育課）

児童福祉法の改正（平成10年4月施行）により、保育所への入所が市町村の措置という「行政処分」から保護者が希望する保育所を選択し、市町村は入所が可能となるときは、入所を承諾する「利用契約」へと移行した。熊本市では、これに伴い、従来行政だけで行っていた申込受付を各保育所においても行うこととした。

ア 保育所入所状況（市外委託分除く）

（平19.4.1現在）

年度	公 立 別	定 員	入所児童数	入所率（％）	待機児童数
15	公	1,785	1,880	105.3	1
	私	9,500	10,332	108.8	25
	計	11,285	12,212	108.2	26
16	公	1,795	1,932	107.6	0
	私	9,755	10,648	109.2	24
	計	11,550	12,580	108.9	24
17	公	1,805	1,822	100.9	5
	私	9,815	10,688	108.9	42
	計	11,620	12,510	107.7	47
18	公	1,815	1,785	98.3	5
	私	9,875	10,640	107.7	23
	計	11,690	12,425	106.3	28
19	公	1,755	1,721	98.1	1
	私	10,345	10,983	106.2	7
	計	12,100	12,704	105.0	8

※入所率（％）＝入所児童数÷定員×100

イ 年齢別保育所入所状況

（平19.4.1現在）

区 分	保育所数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公 立	20	1,755	82	237	312	344	356	390
私 立	111	10,345	660	1,600	1,953	2,094	2,338	2,338
計	131	12,100	742	1,837	2,265	2,438	2,694	2,728

ウ 保育所

公 立

（平19.4.1現在）

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
本荘保育園	130	13	2	15	本 荘 6 丁 目	中島保育園	45	6	2	8	沖 新 町
横手 "	100	11	2	13	横手 2 丁 目	幸 田 "	90	8	2	10	良 町 2 丁 目
白山 "	90	10	2	12	白山 2 丁 目	健 軍 "	110	11	2	13	健 軍 2 丁 目
京塚 "	110	12	2	14	尾ノ上3丁目	水前寺 "	80	5	1	6	水前寺公園
京町台 "	100	11	2	13	池田1丁目	黒髪乳児 "	60	7	2	9	黒髪2丁目
城東 "	120	13	4	17	水道町	麻生田 "	100	10	2	12	麻生田4丁目
池上 "	90	9	2	11	池 上 町	梶 尾 "	60	6	2	8	梶 尾 町
小島 "	60	6	2	8	小 島 下 町	西 里 "	110	10	2	12	硯 川 町
春日 "	90	9	2	11	春日3丁目	五 丁 "	60	7	2	9	貢 町
大江 "	60	6	2	8	大江6丁目	計 20カ所	1,755	179	41	220	
清水 "	90	9	2	11	清 水 本 町						

私 立

(平19.4.1現在)

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
白羊保育園	90	16	6	22	島崎3丁目	むつみ保育園	120	13	7	20	楠1丁目
黒髪幼愛園	200	28	5	33	黒髪2丁目	第二森下 "	90	18	4	22	近見7丁目
愛光幼稚園	60	12	8	20	新大江2丁目	さくらぎ "	90	12	4	16	花立3丁目
城高保育園	90	15	4	19	城山大郷2丁目	武蔵ヶ丘 "	150	31	5	36	武蔵ヶ丘5丁目
みのり "	60	12	3	15	本荘3丁目	ひむき "	120	16	6	22	戸島7丁目
双葉 "	90	17	3	20	本荘2丁目	御幸こぼと "	120	17	4	21	御幸苗田7丁目
城南幼愛園	90	10	4	14	春日6丁目	田迎 "	90	16	4	20	良町1丁目
友愛会保育園	60	11	4	15	壺川2丁目	さつきヶ丘 "	100	21	7	28	龍田1丁目
聖母幼愛園	90	14	3	17	南 町	第二エンゼル "	120	23	9	32	榎 町
のぞみ保育園	100	14	3	17	若葉2丁目	熊本すみれ "	90	12	3	15	池 亀 町
ひかり幼稚園	90	17	5	22	大江2丁目	やまなみ "	180	29	4	33	戸島西2丁目
ひばり保育園	120	16	5	21	山ノ内1丁目	せきれい "	90	15	2	17	健軍5丁目
旭 "	150	17	5	22	近見6丁目	松尾 "	60	14	4	18	松尾町上松尾
ひまわり "	60	14	5	19	新大江1丁目	愛 "	60	10	4	14	近見3丁目
かつば "	150	18	6	25	保田窪1丁目	熊本日の出 "	120	20	8	28	桜 木3丁目
マリア幼愛園	90	12	4	16	水前寺4丁目	こじか "	60	12	4	16	南高江7丁目
報徳保育園	90	18	4	22	池田2丁目	清水ヶ丘 "	90	14	4	18	兎谷 1 丁目
おぜき "	90	12	5	17	下南部2丁目	第二画図 "	60	13	4	17	出水4丁目
盤光 "	60	6	6	12	花園6丁目	出仲間 "	120	22	5	27	出仲間3丁目
若葉幼愛園	60	11	4	15	上代2丁目	なぎさ "	90	15	4	19	江津1丁目
かおる保育園	90	13	5	18	中 島 町	しらふじ "	110	17	4	22	白藤3丁目
ふわわ "	120	20	10	30	桜木1丁目	あゆみ保育園	90	17	4	21	武蔵ヶ丘1丁目
藤崎台 "	60	12	4	16	古 京 町	カトレア "	90	15	4	19	若葉6丁目
有明 "	45	6	3	9	小島下町	上ノ郷 "	90	15	3	18	上ノ郷1丁目
城北 "	120	20	5	25	清水新地2丁目	木の葉 "	120	20	7	27	石原2丁目
仁愛幼稚園	180	31	12	43	薄場1丁目	たつだ "	120	24	4	28	龍田弓削2丁目
ざんなん保育園	90	15	4	19	京塚本町	つばめ "	120	23	5	28	長嶺南7丁目
川尻 "	90	15	6	21	川尻5丁目	日吉 "	120	21	4	25	十禅寺2丁目
つばみ "	120	17	6	23	国府本町	にれのき "	70	12	4	16	檜木5丁目
シオン "	120	19	5	24	新町4丁目	力合さくら "	150	26	8	34	合志3丁目
仁愛乳児園	45	12	3	15	春日4丁目	リズム幼稚園	120	17	5	22	御幸苗田3丁目
すぎのこ保育園	90	11	5	16	二本木4丁目	まんごく保育園	90	16	4	20	清水万石4丁目
木の葉 "	90	18	4	22	西原2丁目	月出 "	90	16	4	20	月出6丁目
天使の園 "	60	12	4	16	渡鹿1丁目	熊本夜間 "	45	12	6	18	新 市 街
きよめ "	60	15	9	24	国府2丁目	ひでみ "	190	29	6	35	鶴羽田町
九品寺 "	120	24	6	30	九品寺5丁目	北部中央 "	90	12	4	16	西堀尾町
はけみや "	60	9	3	12	高平3丁目	やまばと "	45	6	2	8	河内町野出
画図 "	60	13	4	17	下江津2丁目	芳野 "	45	11	5	16	河内町岳
二岡 "	120	15	5	20	戸島3丁目	たちばな "	75	10	2	12	河内町河内
広福 "	60	13	4	17	長嶺東4丁目	河内からたち "	60	9	4	13	河内町河内
供合 "	120	21	6	27	上南部3丁目	畠口みのり "	45	8	3	11	畠 口 町
小山 "	110	17	5	22	小山2丁目	熊本藤富 "	60	14	6	20	護 藤 町
森下 "	100	15	4	19	南高江1丁目	リリー "	45	7	4	11	並 建 町
第二桜ヶ丘 "	120	21	7	28	世 安 町	飽田東 "	90	21	3	24	砂 原 町
本妙寺 "	130	20	5	25	花園4丁目	モロナイ "	90	19	6	25	八分字町
くすの葉 "	120	15	5	20	楠4丁目	中緑 "	45	7	3	10	美登里町
帯山 "	120	20	5	25	月出2丁目	銭塘 "	80	11	3	14	銭 塘 町
大光 "	75	14	6	20	画図町所島	奥古閑 "	45	7	3	10	奥古閑町
千草 "	90	14	3	17	平成3丁目	海路口 "	80	7	3	10	海路口町
こずえ "	90	15	4	19	八 島 町	川 口 "	90	12	3	15	川 口 町
光輪 "	60	15	2	17	沼山津4丁目	帯山のぎく "	90	14	4	18	帯山4丁目
つくし "	45	12	2	14	花園5丁目	こぐま "	90	15	5	20	四方寄町
エンゼル "	120	23	8	31	佐土原1丁目	寺原 "	60	11	5	16	坪井5丁目
城山 "	150	22	4	26	上代6丁目	わらべ "	90	16	7	23	新南部2丁目
やまびこ "	45	12	5	17	尾ノ上2丁目	さくらんぼ "	90	16	7	23	広木町
こまどり "	120	17	4	21	八反田2丁目	計111カ所					
					公私立計 131カ所	12,100	1,730	526	2,256		

保
福

エ 助 成

① 助成金支出状況（平成19年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金

年額 59,038千円

熊本市保育園連盟助成金

年額 7,102千円

私立保育所一時保育事業費補助金

年額 33,330千円

地域活動事業費補助金

年額 7,950千円

産休等代替職員費補助金

年額 10,000千円

私立保育所延長保育促進事業補助金

年額 598,980千円

② 認可外保育施設助成

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

児童の健康診断実施のための嘱託医手当の助成

職員の健康診断実施のための経費助成

助成状況 10,122千円（平成19年度予算）

オ 保育所徴収金基準額

(平19.4.1現在)

世 帯 の 階 層 区 分			徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0円	0円
第 2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,500円	3,000円
第 3		市町村民税課税世帯	11,500円	8,200円
第4-1	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	18,000円未満	16,000円	12,500円
第4-2		18,000円以上 72,000円未満	25,500円	22,000円
第 5		72,000円以上 180,000円未満	34,500円	29,000円
第 6		180,000円以上 459,000円未満	47,000円	30,000円
第 7		459,000円以上	51,000円	32,000円

- 1 この表の第4～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項
- (3) 租税特別措置法及び阪神・淡路大地震の被災者等に係る国税関係法律の臨時例に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第22号）附則第10条

- 2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、この表の「第2階層」に属する場合は、この表の規定にかかわらず、これを「第1階層」として認定する。

- ① 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。

- ② 次に掲げる児（者）を有する世帯。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

エ 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯。

- 3 同一世帯から2人以上の児童が入所承諾された場合の徴収金は、2人目の児童についてはこの表の徴収金額の2分の1の額とし、3人目以後の児童については無料とする。



5 高齢者への生活支援（高齢保健福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、西暦2010年には全人口の19%を占めると予想されています。

このような本格的な高齢社会の到来を目前に控え、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる社会を築いていくことが求められています。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供を進めることが必要であり、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めています。

（１）高齢者人口の推移

（各年度10月1日現在推計）

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
65歳 ～ 69歳	33,952	33,563	32,988	33,078	33,725
70 歳 以 上	79,681	82,769	85,810	88,639	91,355
計	113,633	116,332	118,798	121,717	125,080
全人口に対する割合（％）	17.21	17.58	17.92	18.35	18.84

（２）高齢者団体支援

ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター運営助成）

目 的 臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

事業内容 原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。

設立年月日 昭和63年2月1日認可

実施主体 社団法人熊本シルバー人材センター

登録人員 1,905人（平19.3.31現在）

就業実人員 1,564人（平成18年度）

平成19年度予算 54,228千円

イ 老人クラブ助成状況

① 老人クラブ活動助成

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
老人クラブ助成対象数	483	470	463	455	460
会 員 数	30,577	29,472	28,856	28,278	28,080
助成金支出額（円）	25,611,000	24,910,000	24,523,000	24,115,000	24,334,000

助成基準 50人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは6カ月以上）

助成金 月額 4,000円

② 健康増進助成金

金額 1クラブ当たり 年額 5,000円

③ 老人クラブ結成助成金

金額 1クラブ当たり 20,000円

（3）熊本市優待証（さくらカード）交付（平成8年10月1日開始）

（地域保健福祉課・高齢保健福祉課・障害保健福祉課）

目 的 高齢者・障害者・被爆者の社会参加に寄与する。

対 象 者 {

- ・ 70歳以上の人
- ・ 身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・ 被爆者健康手帳所持者

事 業 内 容 バス（市、産交、電鉄、熊本バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけ乗車券（電鉄電車はおでかけ回数券）との併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

平成19年6月末交付者数 62,895人

（4）敬老祝品（平成10年4月1日開始）

目 的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

受 給 資 格 次に掲げる者であって、本市に居住している者。

当該年度に80・88歳及び101歳以上の年齢に達する者、及び当該年度に100歳の誕生日を迎える者。

平成18年度実績 支給者5,926人 支給総額16,749千円

(5) 高齢者の健康支援施設管理運営

ア 生きがいと創造の事業（昭和54年度開始）

目 的 希望と能力に応じた生産又は活動に参加することによって老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにするために生きがい作業所を設け、専任の講師による助言を受けながら生産又は創造的活動を行う。

対 象 者 市内居住の60歳以上の高齢者

生きがい作業所

施設名	所在地	講座	定員
花園高齢者生きがい作業所	花園7丁目19番1号	陶芸	20人
東部 "	健軍3丁目13番10号	陶芸	20人
南部 "	川尻4丁目7番12号	陶芸	20人
白坪 "	田崎1丁目7番10号	園芸・手芸	各20人
京町 "	京町2丁目8番4号	園芸・手芸	各20人
水前寺 "	水前寺4丁目47番49号	陶芸・園芸・手芸・木彫	各20人
西部 "	高橋町1丁目5番11号	陶芸・手芸	各20人
幸田 "	出仲間8丁目1番16号	陶芸・園芸・手芸	各20人
中央老人福祉センター	南千反畑町10番7号	手芸	20人
北老人福祉センター	八景水谷1丁目2番6号	園芸	20人

(注) 各講座とも月2回実施

イ 老人農園（昭和51年度開始）

目 的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度を貸与する。

対 象 者 60歳以上の高齢者

農 園 数 6カ所（1カ所当たり1,000㎡程度）

農園名	所在地	開設年月日	面積
蓮台寺老人農園	熊本市蓮台寺町50	昭52. 6. 1	1,470㎡
健軍老人農園	熊本市湖東1丁目24	昭53. 6. 1	1,214㎡
若葉老人農園	熊本市若葉4丁目218	昭54. 10. 1	2,772㎡
島崎老人農園	熊本市島崎5丁目501	昭54. 11. 1	933㎡
楠老人農園	熊本市龍田町上立田1352-1	昭55. 8. 1	1,285㎡
池田老人農園	熊本市池田2丁目992・993	平12. 4. 1	1,014㎡

(6) やさしいまちづくり事業（地域保健福祉課）

高齢者や障害者が安心して利用できるように、公共施設の改良工事を行うとともに市営バス改良のための補助を行う。

- ・公共施設の改良 段差の解消、スロープ・手すりの設置等
- ・公共交通機関の改良 ノンステップバスの導入補助（交通局）

(7) 高齢者の健康づくり事業（健康福祉政策課）

訪問指導

(単位 人)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
実 人 員	1,283	948	1,010	872	408
延 人 員	2,964	2,774	2,931	3,057	797

平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

(8) ひとり暮らし高齢者対策

ア 在宅高齢者緊急通報システム事業（平成3年度開始）

目 的 一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。

対 象 者 おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者

貸与・給付台数 1,791台（平19.4.1現在）

平成19年度予算 71,300千円

イ 一人暮らし老人訪問事業（昭和50年度開始）

目 的 一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1～3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。

対 象 者 市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者

事 業 内 容 一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。

実 利 用 者 数 207人（平成18年度末）

訪 問 回 数 週1～3回

平成19年度予算 2,069千円

ウ 寝具乾燥（昭和53年度開始）

目 的 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。

対 象 者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、寝具類の衛生管理が困難な者。

事 業 内 容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。

利 用 者 数 207人（平成18年度）

平成19年度予算 1,502千円



(9) 在宅高齢者生活支援

ア 老人日常生活用具給付事業（昭和56年度開始）

目 的 日常生活用具を給付することにより、要援護高齢者等の日常生活の便宜及び安全な在宅生活の継続を図る。

対 象 者 おおむね65歳以上の要援護高齢者

平成19年度予算 1,250千円

事業実績

区分 \ 年度	15	16	17	18
件 数 (件)	46	57	49	21
所 要 額 (円)	1,022,935	1,507,370	1,460,055	601,660

イ 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業（平成18年度より介護保険事業へ移管）

目 的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難なもの

利用状況

項 目	開設時期	戸数	補助員数
住宅名			
県営水源団地	H 4.4.1	20	1
市営出水団地	H 7.4.1	70	3
市営南部中央団地	H12.6.1	18	1
市営白藤団地	H14.4.1	46	2
市営楠団地	H11.12.1～H15.7.25	143	5
合 計		297	12

ウ 住宅改造費助成事業（平成9年5月1日開始）

（障害者への生活支援の充実の項目に記載）

(10) 在宅高齢者介護予防

ア 生活管理指導員派遣事業

- 目 的** 在宅の高齢者に対して生活管理指導員を派遣し、日常生活における指導支援を行うことで、要介護状態への進行を防止する。
- 対 象 者** 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者で、心身の状態により日常生活において支援が必要と認められる要援護高齢者及び介護保険制度の申請を行って非該当と判定された者。
- 事業内容** 在宅高齢者へ指導員が訪問し、家事等の日常生活の指導援助を提供する。

利用状況

年度 \ 項目	利用延人数	利用延時間	事業費
H16	5,178 人	37,432 時間	71,529 千円
H17	5,416 人	32,362 時間	61,803 千円
H18	2,375 人	10,512 時間	20,361 千円

イ 生活管理指導短期宿泊事業 (平成18年度より介護保険事業へ移管) (介護保険課)

在宅生活において基本的生活習慣の欠如等により、社会適応が困難な高齢者を施設に一時的に入所させ、日常生活に対する指導・支援を行うことにより、高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行を予防する。

利用状況

区分 \ 年度	15	16	17	18
件 数 (件)	6	11	8	5
延 日 数 (日)	128	282	103	166

ウ 生活援助型デイサービス事業

- 目 的** 介護保険法の適用による居宅サービス事業の利用対象者とならない要援護高齢者に対し、生きがい対応型の日帰りデイサービスを提供することによって高齢者の心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消を図ることにより、心身機能の低下を防止し、介護者の負担を軽減する。
- 対 象 者** おおむね65歳以上の高齢者で、要援護高齢者又は介護保険制度の申請を行って非該当と判定された者のうち、心身の状態が虚弱又は家に閉じこもりがちであり、日常生活において支援が必要と認められる者。
- 事業内容** 通所の方法により入浴、給食等各種のサービスを提供する。
- 利用状況** 利用延回数3,950回(平成18年度)

施設一覧

	委 託 先	実 施 施 設	平成18年度委託料
1	社会福祉法人慈愛園	慈愛園デイサービスセンター	合計13,870千円
2	社会福祉法人桜ヶ丘福祉会	桜ヶ丘寿徳苑デイサービスセンター	
3	社会福祉法人健成会	みゆき園デイサービスセンター	
4	社会福祉法人慈雄会	天望庵デイサービスセンター	
5	社会福祉法人寿量会	天寿園デイサービスセンター	
6	社会福祉法人リデルライト記念老人ホーム	ユウカリ苑デイサービスセンター	
7	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	長寿の里デイサービスセンター	
8	社会福祉法人熊本南福祉会	シルバー日吉デイサービスセンター	
9	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	南部在宅福祉センター	
10	社会福祉法人真光会	三和荘デイサービスセンター	
11	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	東部在宅福祉センター	
12	社会福祉法人青山会	くわのみ荘デイサービスセンター	
13	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	秋津デイサービスセンター	
14	社会福祉法人熊本厚生事業福祉会	リバーサイド熊本デイサービスセンター	
15	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	西里デイサービスセンター	
16	社会福祉法人佐土原福祉会	パンプキンハウスデイサービスセンター	
17	社会福祉法人愛誠会	コスモス・ファミリー熊本デイサービスセンター	
18	社会福祉法人金城会	暁荘デイサービスセンター	
19	社会福祉法人聖母会	聖母の丘テデイサービスセンター	
20	社会福祉法人明芳会	ヴィラ・ながみねデイサービスセンター	
21	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	中央在宅福祉センター	
22	社会福祉法人上ノ郷福祉会	こぼり苑デイサービスセンター	
23	社会福祉法人ゆりえ会	花みずきデイサービスセンター	
24	社会福祉法人はちす福祉会	ハーモニーデイサービスセンター	
25	医療法人社団松下会	向山デイサービスセンター	
26	社会福祉法人朋岳園	朋岳園デイサービスセンター	
27	社会福祉法人仁風会	デイサービスセンターなかよし	
28	社会福祉法人愛光会	あいこうデイサービスセンター	
29	社会福祉法人諒和会	さくらの苑デイサービスセンター	
30	社会福祉法人菊寿会	デイサービスセンターさわらび	
31	社会福祉法人水光会	デイサービスセンター下通り	

(11) 家族介護支援（介護保険課）

ア 家族介護者教室（平成12年度開始）（平成18年度より介護保険事業へ移管）

目 的 高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続、向上を図る。

対 象 者 高齢者を介護している家族等

事 業 内 容 介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を修得させる。

開 催 数 114回（平成18年度）

イ 高齢者介護用品支給事業（平成12年度開始）（平成18年度より介護保険事業へ移管）

目 的 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図ること。

事 業 内 容 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が4・5）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。

事 業 実 績

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
対 象 者 数 (人)	130	162	156	152	136
事 業 費 (千円)	6,624	7,694	6,919	7,191	6,513

保
福

ウ 家族介護者リフレッシュ事業（平成13年度開始）（平成18年度より介護保険事業へ移管）

目 的 在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。

対 象 者 要介護1以上の対象者を現に介護している家族の者。

事 業 内 容 宿泊、日帰り旅行を通して、介護者の心身のリフレッシュを図る。

開 催 数 4回（予定）

(12) 老人ホーム入所者数

(平19.3.31現在)

区 分	施設数（市内）	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	6	390	365

(13) 施設

ア 老人福祉センター

名 称 中央老人福祉センター
 所在地 南千反畑町10番7号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 昭和39年6月1日
 (昭和50年9月2日改築)
 構造 鉄筋2階建
 敷地面積 541㎡
 建物面積 延496㎡
 建設費 51,435千円
 開館時間 午前9時～午後5時
 使用料 浴室使用料100円
 定員 200人
 主な設備 集会室 娛樂室
 図書室 浴室男女各1
 機能回復訓練室 事務室

東老人福祉センター
 健軍本町31番20号
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 昭和46年4月1日
 (平成6年5月22日改築)
 鉄筋コンクリート造平家建
 1,395.69㎡
 延343.96㎡
 142,116千円
 午前9時～午後5時
 浴室使用料100円
 100人
 娛樂室 浴室男女各1 事務室
 相談室

名 称 西老人福祉センター
 所在地 小島上町南4番地
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 昭和49年7月10日
 構造 木造平屋建
 敷地面積 3,400㎡
 建物面積 延252㎡
 建設費 25,875千円
 開館時間 午前9時～午後5時
 使用料 浴室使用料100円
 定員 100人
 主な設備 集会室 娛樂室 談話室
 図書室 浴室男女各1
 事務室 電話相談室

南老人福祉センター
 川尻4丁目8番13号
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 昭和49年6月27日
 木造平屋建
 410㎡
 延264㎡
 24,486千円
 午前9時～午後5時
 浴室使用料100円
 100人
 集会室 談話室 娛樂室
 図書室 浴室男女各1
 事務室 電話相談室

名 称 北老人福祉センター
 所在地 八景水谷1丁目2番6号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 昭和48年10月22日
 構造 鉄筋平屋建
 敷地面積 2,961㎡
 建物面積 延296㎡
 建設費 24,300千円
 開館時間 午前9時～午後5時
 使用料 浴室使用料100円
 定員 100人
 主な設備 集会室 娛樂室 談話室
 図書室 浴室男女各1
 事務室 電話相談室

川上老人福祉センター
 梶尾町1279番地1
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 昭和47年4月1日
 鉄筋平屋建
 2,369㎡
 延655.6㎡
 合併による
 午前9時～午後5時
 浴室使用料100円
 150人
 集会室 娛樂室
 浴室男女各1 事務室
 機能回復訓練室 図書室

名 称 天明老人福祉センター
 所 在 地 銭塘町2172番地
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成3年9月8日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷 地 面 積 1,272㎡
 建 物 面 積 延380.5㎡
 建 設 費 99,330千円
 開 館 時 間 午前9時～午後5時
 使 用 料 浴室使用料100円
 定 員 100人
 主 な 設 備 大広間 多目的ホール
 浴室男女各1 和室
 食堂 事務室

河内老人福祉センター
 河内町船津2708番地
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 昭和51年1月21日
 鉄筋コンクリート及び鉄筋造2階建
 2,629.3㎡
 延577.5㎡
 合併による
 午前9時～午後5時
 浴室使用料100円
 150人
 集会室 相談室 娯楽室
 図書室 浴室男女各1
 事務室

名 称 西里老人福祉センター
 所 在 地 徳王町870番地
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成7年10月1日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷 地 面 積 2,509㎡
 建 物 面 積 延513.82㎡
 建 設 費 141,375千円
 開 館 時 間 午前9時～午後5時
 使 用 料 浴室使用料100円
 定 員 150人
 主 な 設 備 集会室 多目的ホール
 浴室男女各1 娯楽室
 図書室 機能回復訓練室
 相談室 研修室
 事務室



利用状況

(平成18年度)

施設名 区分	中 央	東	西	南	北	川 上	河 内	天 明	西 里	計
利 用 者	31,452	23,902	17,190	8,881	13,693	24,115	17,071	8,240	12,936	157,480
1日平均利用者	108	82	59	30	47	83	58	28	44	539
使用料収入(円)	365,900	443,300	327,400	182,700	139,100	2,297,000	1,685,400	541,000	304,300	6,286,100

イ 養護老人ホーム

名 称	明生園	明飽苑
所 在 地	花園7丁目19番1号	城山薬師2丁目10番10号
設置主体	熊本市	熊本市
運営主体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月	昭和54年10月	昭和45年4月（平成13年9月移転改築）
種 別	養護老人ホーム	養護老人ホーム
構 造	鉄筋コンクリート瓦葺2階建 一部平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建
敷地面積	13,159.9㎡	40,313.2㎡
建物面積	延3,231.24㎡	延2,695.2㎡
建設費	459,080千円	959,910千円
定 員	120人	50人
主な設備	集会所 談話室 作業室 医務室 静養室 浴室 洗濯室 面会室 ソーラーシステム給湯設備	集会所 談話室 医務室 静養室 浴室 洗濯室

本市の措置状況

(平19.3.31現在)

施設名・区別	明 生 園			明 飽 苑		
	男	女	計	男	女	計
熊 本 市	43	56	99	15	35	50

ウ 老人憩の家（昭和48年度開始）

目 的	高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る
設置主体	熊本市
運営方法	各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
構 造	木造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造／平屋又は2階建
建物面積	概ね50㎡前後
建設費	約648万円（平成16年度時点平均）
施設内容	集会場 トイレ 台所 その他
施設数	135カ所
開館時間	午前9時～午後5時
使用料	無料

エ 老人デイサービスセンター

名 称 熊本市長寿の里デイサービスセンター
 所 在 地 城山薬師町780番
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成4年12月22日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷地面積 7,300㎡
 建物面積 延1,448.54㎡
 建設費 807,736千円
 開館時間 午前8時30分～午後5時
 (月曜日～土曜日、祝祭日)
 主な設備 デイルーム 食堂 休養室 浴室
 研修室 静養室 歯科診療所

熊本市秋津デイサービスセンター
 秋津3丁目17番17号
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 平成7年5月29日
 鉄筋コンクリート平屋建
 6,374.65㎡
 延652.99㎡
 212,051千円
 午前9時～午後5時
 (月曜日～土曜日、祝祭日)
 デイルーム 食堂 休養室 浴室
 研修室

名 称 熊本市西里デイサービスセンター
 所 在 地 徳王町字藤原870番地
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成7年10月1日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷地面積 2,509㎡
 建物面積 延415.72㎡
 建設費 129,331千円
 開館時間 午前8時30分～午後5時(月曜日～土曜日、祝祭日)
 主な設備 デイルーム 食堂 休養室 浴室
 介護者教育室



オ 在宅福祉センター

- ・熊本市南部在宅福祉センター
- ・熊本市東部在宅福祉センター
- ・熊本市中央在宅福祉センター

(施設の概要については、保健福祉サービス体制の充実の項目に記載)

力 お達者文化会館

名 称 熊本市お達者文化会館
 所 在 地 馬渡1丁目7番1号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月 平成12年5月
 構 造 鉄骨平屋建
 敷地面積 1,660㎡
 建物面積 193.048㎡
 建設費 50,245千円
 開館時間 午前9時～午後10時
 使用料 (単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

主な設備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

キ 南部万年青会館

名 称 熊本市南部万年青会館
 所 在 地 八幡6丁目9番25号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月 平成13年5月
 構 造 鉄筋平屋建
 敷地面積 1,700㎡
 建物面積 430㎡
 建設費 158,666千円
 開館時間 午前9時～午後10時
 使用料及び主な設備 (単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調 理 室	1,200	1,800	1,800
会 議 室 A	400	500	500
会 議 室 B	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

ク 東部はつらつ交流会館

名 称 熊本市東部はつらつ交流会館
 所 在 地 秋津3丁目17-23
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成15年5月
 構 造 木造平屋建
 敷地面積 1,076.12㎡
 建物面積 320.05㎡
 建設費 93,923千円
 開館時間 午前9時～午後10時
 使用料

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

主な設備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

ケ 高齢者技能習得センター

名 称 熊本市高齢者技能習得センター
 所 在 地 島崎4丁目2番95号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社団法人 熊本市シルバー人材センター
 開設年月 平成12年5月
 構 造 木造平屋建
 敷地面積 1,609㎡
 建物面積 82.58㎡
 建設費 13,944千円
 開館時間 午前9時～午後5時
 使用料 無料
 主な設備 研修室 事務所 トイレ



コ 夢もやい館（地域保健福祉課）

名 称 熊本市夢もやい館
 所 在 地 楠1丁目20番5-101号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人照敬会、NPO法人ここへおいでよ共同企業体
 開設年月日 平成14年11月
 構 造 鉄筋コンクリート造
 敷地面積 3,881.04㎡
 建物面積 903.66㎡
 建設費 304,797千円
 開館時間 午前9時～午後8時（つどいの広場については、午前9時～午後6時）
 使用料 (単位 円)

施設等名	使用料
体育室	1時間につき 600 円
学習室（洋室）	1時間につき 150 円
学習室（和室）	1時間につき 150 円
トレーニング室（シャワー室、更衣室及びロッカーを含む。）	1回 200 円
冷暖房設備	1時間までごとに 100 円

主な設備 体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン 管理室
 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

サ その他の施設

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養護老人ホーム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	廣田 順一	神水1丁目14番1号	昭21. 11	70
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	島崎6丁目1番27号	昭21. 11	50
〃	ラ イ ト ホ ー ム	〃	中山 泰男	黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	熊 本 め ぐ み の 園	〃	青木 淑子	小山町1781番地	昭47. 2	50
特別養護老人ホーム	パウラスホーム	〃	内田 栄二	神水1丁目14番1号	昭39. 7	62
〃	桜ヶ丘寿徳苑	〃	吉良 朋広	小山町2493番地	昭49. 5	120
〃	天 望 庵	〃	平原 静雄	龍田陳内1丁目3番30号	昭60. 4	80
〃	パ ラ 苑	〃	青木 祐心	小山町1781番地	昭62. 4	50
〃	み ゆ き 園	〃	吉原 準二	御幸笛田6丁目6番71号	昭63. 8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部 尚子	鹿子木町405番地	昭48. 8	120
〃	天 寿 園	〃	米満 淑恵	奥古閑町4375番地1	平 2. 7	74
〃	シルバー日吉	〃	松本 一二	平成2丁目6番9号	平 5. 4	54
〃	三 和 荘	〃	後藤 道彌	城山大塘4丁目1番15号	平 6. 4	52
〃	リデルホーム	〃	小仲 邦生	黒髪5丁目23番1号	平 3. 6	50
〃	リバーサイド熊本	〃	野口 駿	河内町野出1936番地1	平 7. 6	50
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本 達や	太郎迫町144番地1	平 8. 4	52
〃	聖 母 の 丘	〃	中村シゲ子	島崎6丁目1番27号	平 8. 10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西 靖子	長嶺南4丁目12番65号	平 9. 4	52
〃	こ ぼ り 苑	〃	宮崎 正二	護藤町1586番地	平10. 2	50
〃	ライフケア花みずき	〃	柳原 英夫	出水7丁目90番1号	平10. 10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷺山 銀子	秋津町秋田171番地3	平10. 12	52
〃	あ い こ う	〃	高瀬 美子	清水新地3丁目5番33号	平12. 11	52
〃	さ く ら の 苑	〃	下川みどり	松尾町近津1361番地	平13. 7	50
〃	さ わ ら び	〃	山田 千恵子	龍田町弓削864番1号	平14. 10	50
〃	る り 苑	〃	吉永 桐子	上南部1丁目16番36号	平15. 12	50
〃	み か ん の 丘	〃	林田 次則	河内町白浜1440番地2	平17. 4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	濱田 保雄	佐土原3丁目12番26号	平17. 10	50
〃	カ合つくし庵	〃	松下 啓子	合志4丁目3番50号	平19. 2	50

保
福

6 障害者への生活支援（障害保健福祉課）

障害者の社会参加に対する理解や障害者自身の参加意識が高まっており、障害者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められています。中でも障害児については、人格形成の重要な時期に、障害に見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障害の早期発見と療育の重要性が指摘されています。

今後は、障害者が安心して、生きがいのある生活ができるように、それぞれの障害の程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実することが必要であり、障害者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障害者に対する生活支援を充実します。

また、障害児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障害児の育成支援に努めています。

（1）手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付

目 的 身体障害者手帳を交付し、当該障害者の福祉の増進を図る。

内 容 身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

〈実 績〉

① 身体障害者手帳所持者数

（平成19.3.31現在）

障害別 \ 年齢	18歳未満	18歳以上	計
視 覚 障 害	24	2,062	2,086
聴覚又は平衡機能障害	101	2,065	2,166
音声・言語機能障害	2	258	260
肢 体 不 自 由	289	11,819	12,108
内 部 障 害	60	10,047	10,107
計	476	26,251	26,727

② 身体障害者更生援護状況

（平成18年度）

障害別 \ 年齢	取扱実人員	相 談 ・ 指 導 及 び 措 置					
		補装具	職業及び生活指導	更生医療	施設入所	手帳交付	その他
視 覚 障 害	1,123	67	198	0	10	298	1,234
聴 覚 障 害	1,139	296	137	6	2	330	1,108
音声・言語機能障害	75	3	8	0	0	57	30
肢 体 不 自 由	7,421	928	1,231	128	134	1,923	6,105
内 部 障 害	5,983	2,811	345	3,006	0	1,950	2,029
計	15,741	4,105	1,919	3,140	146	4,558	10,506

イ 療育手帳交付

目 的 療育手帳を交付し、当該障害者の福祉の増進を図る。

内 容 本市は、進達、交付事務を行う。

<実 績>

① 療育手帳所持者数（平成18年度末現在） 4, 0 4 2 人

② 相談・手続状況 (平成18年度)

年 齢		18歳未満	18歳以上	計
障害	軽 度	384	586	970
	中 度	315	982	1,297
	重 度	232	658	890
	最 重 度	259	626	884
計		1,190	2,852	4,042

③ 措置指導状況

(平成18年度)

種 別	生 活	教 育	施 設	職 業	医 療	その他	合計
人数(人)	314	263	110	119	44	282	1,132

(2) 障害者社会参加促進

ア ガイドヘルパー派遣事業（昭和42年度開始）

目 的 在宅の重度視覚障害者及び全身性障害者が社会生活上外出する際に、ヘルパーを派遣し、付き添いを行わせる。（一部自己負担有）

※平成18年度から障害者自立支援法施行により廃止。平成18年4月から9月までは外出介護、10月からは社会参加目的として、移動支援事業で提供している。

平成19年度予算 21,600千円

イ 重度身体障害者用自動車改造費助成事業

目 的 就労等のために自動車改造を要する身体障害者に対し、その費用の一部を援助し、社会活動への参加の促進を図る。

助 成 額 上限100千円

対 象 者 本市に住民票又は外国人登録のある身体障害者。（障害部位別の審査あり）

平成19年度予算 2,000千円

ウ 障害者自動車運転免許取得助成事業

目 的 免許取得に要する費用の一部を援助し、障害者の就労等社会活動への参加の促進をはかる。

助 成 額 上限100千円

エ 障害者福祉タクシー事業（平成元年10月開始）

目 的 重度の障害者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。

制 度 概 要 タクシー利用券（490円）リフト付タクシー利用券

（大型車1,350円／中型車1,080円／小車490円）を年36枚交付する。

対 象 者 本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障害の程度が1級、2級の者、療育手帳所持者で障害の程度がA1、A2の者及び精神保健福祉手帳1級、2級の者。（所得税非課税の者に限る）

平成19年度予算 63,000千円

オ 熊本市優待証（さくらカード）交付（平成8年10月1日開始）

（高齢者への生活支援の充実の項目に記載）

カ おでかけパス券事業（平成17年7月1日開始）

目 的 障害者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。

制 度 概 要 障害者を対象とするさくらカードの所持者が、提示するだけで市内のバス・電車を利用できるパス券の販売を行う

対 象 者 本市に住民票または外国人登録があり、身体障害者手帳1，2，3級、療育手帳A1，A2，B1、精神保健福祉手帳1，2，3級のいずれかを所持する者

平成19年度予算 177，900千円

キ 福祉バス（昭和53年度開始）

目 的 身体障害者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員34人で、このうち3人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して身体障害者の福祉の増進をはかる。

対 象 者 本市に居住する身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者。

事 業 内 容 在宅障害者の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障害者の福祉の増進を図る事業等に運行する。

利 用 者 数 1，234人（平成18年度）

ク 手話通訳設置事業（昭和59年度開始）

目 的 庁舎内に手話通訳者を配置し、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。

利 用 件 数 1，953件（平成18年度）

平成19年度予算 7，787千円

ケ 手話通訳者派遣事業

目 的 聴覚障害者及び音声又は、言語機能障害者のコミュニケーション手段として手話通訳者を派遣し、聴覚障害者の社会参加を促進する。

対 象 者 市内に住民票のある聴覚障害者

利 用 件 数 1，505件（平成18年度）

平成19年度予算 4，000千円

コ 要約筆記者派遣事業

目 的 手話習得が困難な聴覚障害者のコミュニケーション手段として要約筆記者を派遣し聴覚障害者の社会参加を促進する。

対 象 者 市内に住民票のある聴覚障害者

利 用 件 数 227件（平成18年度）

平成19年度予算 1，100千円

サ 住宅改造費助成事業（平成9年5月1日開始）

目 的 高齢者（要援護高齢者）及び障害者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるように住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該要援護高齢者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

対 象 者 65歳以上の者で要介護認定により要介護、要支援と認定された者、65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅を改造する工事をしようとする者。（所得制限あり）

助 成 限 度 額 90万円（介護保険、住宅改修費20万円を含む）

平成19年度予算 38,800千円（内訳 高齢23,800千円 障害15,000千円）

（3）身体障害者自立支援

ア 視覚障害者生活訓練事業

目 的 障害者の自立と社会参加を促進するため、視覚障害者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

対 象 者 本市に居住している視覚障害者

平成19年度予算 900千円

イ 身体障害者福祉工場運営費補助

目 的 一般企業に就職が困難な身体障害者を雇用し、適切な環境の下で社会的自立を促進させる。

施 設 名 熊本福祉工場

平成19年度予算 46,126千円

ウ 産休代替職員経費補助金

目 的 施設職員が産休等で代替職員を必要とする場合、その雇用経費の一部を補助す

エ 社会事業授産施設措置状況

事 業 内 容 身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えてその自立を助長する。

※18年9月まで熊本授産場及び熊本コロニー作業所で実施。18年10月から障害者自立支援法施行に伴い、基準該当就労継続支援事業へ移行している。

平成19年度予算 就労継続支援 425,000千円

（4）知的障害者自立支援

ア 知的障害者福祉工場運営費補助

目 的 一般企業に就職が困難な知的障害者を雇用し、適切な環境の下で社会的自立を促進させる。

施 設 名 熊延観光福祉工場、ワークステーションウイズ

平成19年度予算 65,805千円

イ 産休代替職員経費補助金

目 的 施設職員が産休等で代替職員を必要とする場合、その雇用経費の一部を補助する。



ウ 知的障害者福祉施設整備補助金

目 的 民間法人が整備する社会福祉施設に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。

エ 職親制度（平19. 3. 31現在）

事業内容 知的障害者を自己の下に預り、その更生に必要な指導訓練を行う。

職親登録 7事業所

職親委託数 1人

委託料 1人月額 30,000円

平成19年度予算 360千円

(5) 身体障害者相談（平成18年度）

相談員 41人

相談件数 2,192件

平成19年度予算 1,088千円

(6) 知的障害者相談（平成18年度）

相談員 16人

相談件数 604件

平成19年度予算 431千円

(7) 障害者ケアマネジメント事業

目 的 障害者の自己選択を尊重し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって障害者の自立と社会参加の促進を図る。

相談件数 5,330件（平18.4月～平19.3月末）

平成19年度予算 11,942千円

(8) 精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障害者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患にかかっている者で、精神障害のために長期に日常生活や社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、様々な支援策が受けられる。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障害者の社会復帰などについて精神科医師・精神保健福祉相談員や保健師等が面接や電話による相談や訪問を行う。

	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪 問（延件数）					合 計
	社会復帰	老人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老人 精神保健	アルコール	その他	計	
15年度	3,598	483	119	2,166	6,366	872	210	93	521	1,696	8,062
16年度	3,886	697	207	2,781	7,571	876	333	112	548	1,869	9,440
17年度	7,298	760	279	3,222	11,559	1,232	241	109	894	2,476	14,035
18年度	8,023	803	141	3,392	12,359	717	203	79	823	1,822	14,181

ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各保健福祉センターごとに毎月1回設け必要な援助を行う。

エ 精神障害者社会復帰相談指導事業

（平成14年度までデイケア等、平成15年度からは精神障害者サロン・自助グループ支援等）

精神障害者の社会参加や社会復帰の促進を図る。

当事者同士が励まし合い仲間づくりをする中から、毎日の生活に自信を持ち社会生活の拡がりを図る。

対 象 者 本市に住所を有し、当事者・家族・医療機関・障害福祉サービス事業者等から社会復帰及び生活支援に関する相談等があった通院中の精神障害者

オ 精神障害者家族教室

精神障害に対する正しい知識をもつことで障害者に対する適切な対応ができるようになる。また、家族の苦しみを共に支え・癒すことで軽減し、ひいては自助組織への発展を企図するもの。

カ 薬物依存症家族教室

薬物依存に対する正しい知識を持ち、当事者への適切な支援（治療・社会復帰・再乱用防止等）ができるようにする。同時に、家族が支え合うことで共感・癒しを得ることが出来る。ひいては、自助組織育成の一步とする。

キ 精神保健福祉ボランティア養成講座

地域住民を対象に、精神障害者への正しい理解の普及を図り、精神障害者を地域で支えるボランティアを育成する。

対 象 者 精神保健福祉ボランティア活動に関心があり、受講後ボランティア活動できる人。

受 講 料 無 料

（9）精神障害者支援

ア 自立支援医療（精神通院医療）

精神障害による通院医療費自己負担を総医療費の10%にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

イ 精神障害者居宅生活等支援事業

平成18年4月から障害者自立支援法施行に伴い、新体系へ移行、廃止。

(10) 重度心身障害者医療費助成 (昭和53年10月1日実施)

対 象 者	20歳以上の障害者。 (身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者)
受給資格者	本市に住民票又は外国人登録のある障害者。
所得制限	障害児福祉手当の支給制限に準じる。
実施状況	(平成18年度) 件数: 131, 811件 経費: 942, 103千円

(11) 身体障害者在宅生活支援

ア 身体障害者福祉電話貸与制度 (昭和51年度開始)

目 的	在宅の重度身体障害者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。
電話貸与台数	87台 (平19.3現在)
貸与対象者	外出困難な身体障害者 (1、2級)
平成19年度予算	2, 194千円

イ 障害者緊急通報システム事業

目 的	緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障害者が安心して生活できるようにする。
対 象 者	市内に住所を有する単身等の重度障害者
平成19年度予算	1, 168千円

ウ 補装具費支給制度

目 的 身体障害者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。
(一部自己負担有)

品 目 車いす、補聴器、座位保持装置等

平成19年度予算 84,000千円

エ 日常生活用具給付事業

目 的 身体障害者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。
(一部自己負担有)

品 目 ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等

平成19年度予算 81,000千円

オ 心身障害児（者）ホームヘルプサービス（昭和42年度開始）

平成18年4月から障害者自立支援法施行に伴い、新体系へ移行、廃止。平成18年4月から居宅介護給付、10月から重度の肢体不自由児者に重度訪問介護給付事業での提供を行っている。

平成19年度予算 居宅介護給付 258,700千円、重度訪問介護給付 352,300千円

カ 身体障害者短期入所（ショートステイ）

目 的 在宅の重度身体障害者を介護している者が、疾病等の理由により一時的に介護できない場合、当該障害者を身体障害者療護施設へ入所させる。

※平成18年4月から障害者自立支援法施行に伴い、新体系へ移行。平成18年10月より泊まりのみの支援の提供。

平成19年度予算 短期入所給付 30,700千円

キ 障害者デイサービス事業（身体）（昭和60年開始）

目 的 在宅身体障害者が通所して創作活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする。

※平成18年4月より障害者自立支援法施行に伴い、平成18年4月から9月まで障害者デイサービス、平成10月から経過的デイサービスでの提供。平成19年度は日中一時支援事業での提供を行っている。

平成19年度予算 日中一時支援事業57,000千円

ク 重度身体障害者自立支援事業

目 的 ケアグループによる介助サービス等を提供し、障害者の地域社会での自立生活を支援する。

対 象 者 本市に居住する、入浴、炊事、衣服の着脱等の一部介助を要する程度の重度身体障害者。

平成19年度予算 10,578千円

(12) 難病患者等居宅生活支援事業

目 的 介護、家事等を必要とする難病患者等の社会参加を促進するため、ホームヘルパーの派遣、日常生活用具の給付、施設の短期入所を行う。

対 象 者 難病患者等で他法の適用を受けない者。

平成19年度予算 1,000千円

(13) 心身障害者扶養共済制度（昭和45年6月1日開始）

目 的 心身障害者の保護者が死亡又は障害者となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいまだく不安を軽減しようとするもの。

加 入 者 療育手帳所持者、身体障害者手帳所持者で障害の程度が1級から3級までの者及び永続的な知的障害又は身体障害を有する者で、前述の者と同程度と認められる者。

心身障害者の保護者（心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

保 険 料

加 入 時 年 齢	34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保 険 料	3,500円	4,500円	6,000円	7,400円	8,900円	10,800円	13,300円

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給 付 金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円（1口当たり）の年金を支給する。

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として20,000円～100,000円を支給する。

(14) 身体障害者援護施設支援費支給状況

目 的 医学的管理、生活訓練、職業訓練を必要とする者や居宅において生活困難な重度障害者が、施設に入所して十分な機能回復訓練を行い、更生と社会復帰を図ることを目的とする。

※障害者自立支援法施行に伴い、新体系へ移行した施設については、施設入所支援として提供している。また新体系に移行していない施設においては、当面の間(平成23年度まで)介護給付(旧法施設)での支援の提供を実施している。

平成19年度予算 介護給付(旧法施設) 2,533,500千円、施設入所支援 126,000千円

(15) 知的障害者援護施設支援費支給状況

目 的 更生施設は、知的障害をお持ちの方が入所又は通所され、これを保護するとともに、更生に必要な指導訓練を行うことを目的とする。

授産施設は、雇用されることが困難な知的障害をお持ちの方が入所又は通所され、自活に必要な訓練を行うことを目的とする。

※障害者自立支援法施行に伴い、新体系へ移行した施設については、施設入所支援として提供している。また新体系に移行していない施設においては、当面の間(平成23年度まで)介護給付(旧法施設)での支援の提供を実施している。

(再 掲)

平成19年度予算 介護給付(旧法施設) 2,533,500千円、施設入所支援 126,000千円



(16) 知的障害者通所寮支援費支給状況

目 的 就労している知的障害者に対し、一定期間居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする。

※障害者自立支援法施行に伴い、新体系に移行していない施設として、当面の間(平成23年度まで)介護給付(旧法施設)での支援の提供を実施している。平成18年10月から介護給付(旧法施設)での提供を実施している。

(再 掲)

平成19年度予算 介護給付(旧法施設) 2,533,500千円

(17) 知的障害者地域生活援助(グループホーム)支援費支給状況

目 的 地域の中にある知的障害者グループホームでの生活を望む知的障害者に対し、世話人が日常の生活援助を行い、自立生活を助長することを目的とする。

※障害者自立支援法施行に伴い、平成18年4月より共同生活援助給付、平成18年10月より入浴、排泄又は食事の介護の支援の提供として、共同生活介護給付の提供を実施している。

平成19年度予算 共同生活援助給付 85,600千円、共同生活介護給付 47,400千円

(18) 市関連施設

名 称 はなぞの学苑(知的障害者通所更生施設)
 所 在 地 花園7丁目12番15号
 設 置 主 体 熊本市
 経 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 昭和57年5月1日
 建 物 構 造 鉄骨造2階建
 敷 地 面 積 1,883.00㎡
 建 物 面 積 延1,016.67㎡
 建 設 費 168,477千円
 委 託 料 104,004千円(平成19年度予算)
 定 員 60人
 主 な 設 備 (1F)事務室(相談室含) 食堂
 医務室 更衣室 木工室
 陶芸作業室
 厨房 洗面所
 (2F)調理実習室 和室(生活指導室)
 紙器工作室 更衣室 会議室
 (倉庫 ステージ 放送室)

平成学園(知的障害者通所更生施設)
 小島下町1732番地1
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 平成2年9月1日
 鉄筋コンクリート造平家建(一部2階建)
 17,247.57㎡
 延2,172.13㎡
 553,399千円
 112,596千円(平成19年度予算)
 60人(短期宿泊訓練施設定員10人)
 (管理棟)事務室 多目的ホール
 (訓練棟)訓練室 感覚言語訓練室 プレイ
 ルーム 調理実習室 相談室
 食堂 医務室 休養室 陶芸作
 業所 自立生活訓練作業所
 (宿泊棟)短期宿泊訓練用居室
 (ふれあい棟)談話室 和室 研究室
 会議室

名 称 熊本市障害者福祉センター希望荘
 所 在 地 大江5丁目1番15号
 設 置 主 体 熊本市
 経 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 昭和55年6月1日
 建 物 構 造 鉄筋コンクリート地上3階
 (一部塔屋4階)
 敷 地 面 積 2,953.88㎡
 建 物 面 積 延1,232.23㎡
 建 設 費 270,445千円
 平成19年度
 予 算 額 86,624千円(指定管理者による希望荘運営費として)

(熊本市希望荘地域活動支援センター)
 大江5丁目1番15号
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 平成5年7月10日
 鉄筋コンクリート地上3階
 (一部塔屋4階)
 2,953.88㎡
 延691.39㎡
 240,083千円

(19) 障害児支援事業

ア 特別児童扶養手当受給者数

(平成19年4月1日現在)

区 分	受 給 者	障 害 児		
		1級障害児	2級障害児	計
人 数	951	554	397	1,023

(注) 月額1人 1級 50,750円 2級 33,800円

イ 重度心身障害児医療費助成(昭和48年4月1日、市により実施)

対 象 者 20歳未満の障害児

(身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者)

受給資格者 本市の住民基本台帳等に記録され、現に居住している障害児又は障害児の養育者

所得制限 なし

実施状況 件数 12,292件 (平成18年度)

経費 43,681千円

ウ 夏休みの障害児・家族支援事業

目 的 夏休み期間中、小中学校・養護学校在籍の障害のある児童を日中の間預かることにより、障害のある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、小中学校・養護学校在籍の障害のある児童及び家族の福祉の向上を図る。

対 象 者 市内に住所を有している養護学校・特殊学級等在籍児童生徒

平成19年度予算 8,400千円

(20) 障害児療育事業

ア 在宅支援訪問・外来療育等指導事業

目 的 在宅障害児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児(者)の持つ人的、物的機能を活用し、外来又は訪問による療育、相談体制の充実を図ることにより、在宅障害児(者)及びその家庭の福祉の向上を図る。

※平成15年度までは心身障害児(者)巡回療育相談等事業として実施

対 象 者 本市在住で在宅の身体障害児、知的障害児(者)、重症心身障害児(者)及びその保護者

平成19年度予算 2,395千円



イ 障害児等療育支援事業

目 的 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する地域の療育機能との重層的な連携を図る。

対 象 者 本市在住の身体障害児、知的障害児（者）、重症心身障害児（者）及びその保護者

平成19年度予算 5, 283千円

ウ 重症心身障害児（者）通園事業

目 的 在宅の重症心身障害児（者）に、通園の方法により、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導など必要な療育を行い、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭での療育技術を習得させることにより、在宅の重症心身障害児（者）の福祉の増進を図る。

対 象 者 本市在住の在宅重症心身障害児（者）

平成19年度予算 20, 274千円

（21）障害児療育相談事業

・ こどもの発達相談室相談状況

発達に遅れや心配のあるこどもに対し、個々の発達に応じた適切な支援策を講じるとともに、その保護者の子育てに対する不安や悩みを共有し支援していく。

開 所 平成11年5月10日

場 所 熊本市湖東1丁目14番30号 熊本市民病院職員住宅1階

障 害 等 名	16 年 度		17 年 度		18 年 度	
	新規相談件数	新規相談件数	新規相談件数	継続相談件数	新規相談件数	継続相談件数
知的障害	16	352	11	196	9	66
精神運動発達遅滞	13	100	8	61	11	89
運動発達遅滞	9	23	1	21	9	11
言語発達遅滞	31	117	33	117	80	126
自閉症	112	1,069	127	1,803	91	1,106
PDD（広汎性発達障害）	72	548	66	534	82	591
ダウン症候群	4	46	8	31	11	40
奇形症候群	1	2				1
小頭症						
学習障害	3	5	3	8	6	16
注意欠陥多動障害	9	52	5	86	14	35
てんかん	1			9	2	4
肢体不自由	4	11	2	55	6	37
聴覚・言語障害	1	1			5	1
視覚障害			1		2	
その他の身体障害	3	10	2	40	1	20
重症心身障害	1	5			1	28
その他の障害	2					
病弱・虚弱	1	15	1	1		
その他（健常）	49	20	132	42	188	30
小 計	332	2,376	400	3,004	518	2,201
合 計	2,708		3,404		2,719	

7 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められています。これに対し、平成12年度から開始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められています。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければなりません。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めています。

(1) 介護保険（平成12年度事業開始）（介護保険課）

ア 対象者

（平19.3.31現在）

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	65,581 人
	75歳以上	61,530 人
	合 計	127,111 人
第1号被保険者のいる世帯数		91,944 世帯
40歳以上65歳未満者数		217,774 人

保
福

イ 要介護（要支援）認定

① 介護認定審査会

委 員	210名
(構成)・医療関係者	104名
・保健関係者	20名
・福祉関係者	86名

② 審査件数 30,321件（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

③ 要介護（支援）認定の状況

（平19.3.31現在）（単位 人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	4,131	3,451	4,592	2,588	3,101	2,220	2,131	22,214
65歳以上75歳未満	596	530	599	385	373	249	230	2,962
75歳以上	3,535	2,921	3,993	2,203	2,728	1,971	1,901	19,252
第2号被保険者	83	128	141	124	112	68	84	740
合 計	4,214	3,579	4,733	2,712	3,213	2,288	2,215	22,954

ウ 介護サービス利用の状況

① 居宅介護（支援）サービス受給者

（平19.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	2,536	2,243	598	3,604	1,629	1,333	585	325	12,853
第2号被保険者	40	76	12	125	98	69	36	35	491
合 計	2,576	2,319	610	3,729	1,727	1,402	621	360	13,344

②施設サービス受給者

(平 19.3.31 現在) (単位 人)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
第 1 号被保険者	1,439	1,653	1,468	4,560
第 2 号被保険者	2	21	32	55
合 計	1,411	1,674	1,500	4,615

エ 保険料

① 介護保険料額

(年 額)

対 象 者	保険料の設定方法	保 険 料
○生活保護受給者 ○市民税が非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	27,600 円
○市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の者	基準額×0.5	27,600 円
○市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える者	基準額×0.75	41,400 円
○市民税が非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合	基準額×1	55,200 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 200 万円未満の者	基準額×1.25	69,000 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の者	基準額×1.5	82,800 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 400 万円以上の者	基準額×1.75	96,600 円

② 保険料賦課収納の状況

(平 19.3.31 現在)

区分	年度	16	17	18
現年度分	保険料賦課額 (円)	5,565,128,375	5,672,750,400	6,774,418,085
	保険料収納額 (円)	5,430,761,195	5,530,822,435	6,605,993,708
	収 納 率 (%)	97.59	97.50	97.51
過年度分	保険料賦課額 (円)	204,455,260	247,053,515	273,040,487
	保険料収納額 (円)	38,415,218	43,852,239	45,067,238
	収 納 率 (%)	18.79	17.75	16.51
計	保険料賦課額 (円)	5,769,583,635	5,919,803,915	7,047,390,572
	保険料収納額 (円)	5,469,176,413	5,574,674,674	6,651,060,946
	収 納 率 (%)	94.79	94.17	94.38

オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者

(平 18.10.1 現在)

介護サービス事業 所数	毎年・10月1日 (平成12年開始)	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項 居宅サービス事業所 ： 訪問介護 160 事業所 ： 訪問看護 597 事業所 ： 居宅療養管理指導 975 事業所 ： 通所リハ 55 事業所 ： 認知症通所介護 24 事業所 ： 特定福祉用具販売 55 事業所 ： 認知症 GH 27 事業所 ： 短期療養 70 事業所 ： 特定施設 7 事業所 ： 訪問入浴 8 事業所 ： 訪問リハ 487 事業所 ： 通所介護 101 事業所 ： 夜間対応型訪問看護 2 事業所 ： 福祉用具貸与 73 事業所 ： 居宅介護支援 180 事業所 ： 短期生活 25 事業所 ： 小規模多機能施設 16 事業所
----------------	-----------------------	---

② 施設サービス事業者

(平19.3.31現在)

介護保険施設	施設数	床数
① 介護老人福祉施設	23	1,392
② 介護老人保健施設	22	1,690
③ 介護療養型医療施設	44	1,843

カ 介護(予防)給付費

(単位 円)

区分		16	17	18
居宅サービス	訪問通所系	9,880,144,412	10,636,583,426	9,695,276,881
	短期入所系	818,830,945	784,138,599	777,323,034
	その他	2,187,422,616	2,516,028,290	2,323,879,916
	福祉用具購入	58,611,466	60,535,669	52,228,237
	住宅改修	182,974,764	172,260,149	139,471,709
	小計	13,127,984,203	14,169,546,133	12,988,179,777
施設サービス	介護老人福祉施設	4,733,693,677	4,498,991,604	4,101,427,407
	介護老人保健施設	5,412,656,401	5,112,187,742	4,673,659,113
	介護療養型医療施設	7,868,683,091	7,391,819,557	6,339,859,441
	小計	18,015,033,169	17,002,998,903	15,114,945,961
地域密着型サービス		0	0	1,268,321,923
計		31,143,017,372	31,172,545,036	29,371,447,661
高額介護サービス費		305,844,367	410,123,347	583,394,270
審査支払手数料		46,259,870	49,619,640	49,226,340
特定入所者介護サービス費		0	437,730,150	1,058,715,030
合 計		31,495,121,609	32,070,018,173	31,062,783,301

保
福

キ 地域密着型サービス(平成18年度より実施)

サービス種類	サービス内容	備 考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせて、サービスの提供を行う。	予防有
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせてサービスの提供を行う。	対象 要介護度1以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護や機能訓練を受けます。	予防有
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の状態にある要介護者に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援2以上
地域密着型 介護老人福祉施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、熊本市では平成19年度以降整備開始。	対象 要介護度1以上

ク 地域支援事業（平成１８年度より実施）

① 介護予防事業

介護予防特定高齢者施策

事業の種類	事業の内容
特定高齢者把握事業	介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者を様々なルートにより把握する。
通所型介護予防事業	特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的とした事業を実施する。
訪問型介護予防事業	閉じこもり等の状態にある特定高齢者を対象に、保健師等が訪問し、必要な相談・指導を行う。
介護予防特定高齢者施策評価事業	介護保険事業計画に定める目標値に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行う。

介護予防一般高齢者施策

事業の種類	事業の内容
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する人材養成のための研修や、地域活動組織の育成・支援のための事業等を行う。
介護予防一般高齢者施策評価事業	年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行う。

② 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
介護予防ケアマネジメント事業	特定高齢者について、一次アセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価等を行う。
総合相談支援事業/権利擁護事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとまらない様々な形での支援を可能とするため、地域のネットワーク構築や実態把握、相談支援、権利擁護の観点からの対応などを行う。
包括的・継続的マネジメント事業	ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う。

③ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図ります。
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族等を対象とし、家族介護教室等を開催するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）（国民健康保険課・保険料収納課）

ア 世帯数及び被保険者数

（各年度3月31日現在）

区 分 \ 年 度	14	15	16	17	18
総 世 帯 数	266,396	271,211	273,712	269,940	273,505
被 保 険 者 世 帯 数	121,745	126,173	128,820	131,276	132,203
加 入 率 (%)	45.70	46.52	47.06	48.63	48.34
総 人 口	666,698	667,746	668,797	667,107	667,899
被 保 険 者 数	232,597	238,928	241,243	242,574	241,273
加 入 率 (%)	34.88	35.78	36.07	36.36	36.12

イ 保険料賦課徴収状況

区 分 \ 年 度		16		17		18	
		医 療 分	介 護 分	医 療 分	介 護 分	医 療 分	介 護 分
現 年 度 分	調 定 額(円)	19,333,005,600	1,377,702,532	19,169,173,410	1,355,291,343	20,556,933,664	1,578,677,366
	収 入 済 額(円)	16,964,322,941	1,168,648,388	16,913,155,592	1,154,772,500	18,161,400,094	1,337,852,049
	収 納 率 (%)	88.18	85.56	88.13	85.13	88.26	84.69
過 年 度 分	調 定 額(円)	4,913,764,292	312,733,829	5,126,285,056	389,451,171	5,529,774,713	461,375,433
	収 入 済 額(円)	578,888,880	37,164,898	541,931,870	40,782,692	545,042,167	44,126,898
	収 納 率 (%)	12.42	12.68	10.55	10.45	9.84	9.56
計	調 定 額(円)	24,246,769,892	1,690,436,361	24,295,458,466	1,744,742,514	26,086,708,377	2,040,052,799
	収 入 済 額(円)	17,543,211,821	1,205,813,286	17,455,087,462	1,195,555,192	18,706,442,261	1,381,978,947
	収 納 率 (%)	73.41	72.68	71.76	68.46	71.76	68.46
賦 課 期 日		4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
徴 収 回 数		12	12	12	12	12	12
保 険 料 額	被 保 険 者 1 人 当 り (円)	80,063	18,911	78,965	18,644	78,965	18,644
	530,000	80,000	530,000	80,000	530,000	80,000	80,000
	17,055	3,450	17,055	3,450	17,055	3,450	3,450
	150,765	24,913	146,994	24,418	146,994	24,418	24,418
保 険 料 率	所 得 割 (%)	9.40	1.00	9.40	1.40	10.40	1.90
	均 等 割 (円)	31,750	9,250	31,750	11,500	33,450	13,400
	平 等 割 (円)	25,100	—	25,100	—	25,800	—
算 定 割	所 得 割 (%)	55.99	51.53	55.63	51.06	57.53	54.52
	均 等 割 (%)	30.85	48.47	30.99	48.94	29.75	45.48
	平 等 割 (%)	13.16	—	13.38	—	12.72	—
財 政 状 況	歳 入 (円)	55,814,517,130		58,823,560,327		64,164,405,562	
	歳 出 (円)	62,340,094,030		65,549,413,651		70,672,380,677	
	単年度収支額 (円)	38,956,856		△200,276,424		217,878,209	
	累積収支額(円)	△6,525,576,900		6,725,853,324		6,507,975,115	

保
福

ウ 給付状況

年 度 区 分		14	15	16	17	18
給付割合	一般被保険者（割）	7	7	7	7	7
	退職者本人（割）	8	8	7	7	7
	退職者本人の被扶養者（外来）（割）	7	7	7	7	7
	退職者本人の被扶養者（入院）（割）	8	8	7	7	7
療諸養費	件 数	1,567,287	1,863,433	2,029,698	2,221,518	2,295,244
	費 用（円）	33,786,975,470	40,173,016,706	43,566,935,983	47,406,660,244	48,651,938,202
出一産時育児	件 数	1,190	1,235	1,141	1,077	1,165
	費 用（円）	357,000,000 (300,000)	370,500,000 (300,000)	342,300,000 (300,000)	323,100,000 (300,000)	367,792,140 (300,000) (10月～350,000)
葬祭費	件 数	3,062	3,069	3,113	3,356	3,603
	費 用（円）	61,240,000 (20,000)	61,380,000 (20,000)	62,260,000 (20,000)	65,620,000 (20,000)	72,040,000 (20,000)
給合付費計	件 数	1,571,546	1,867,781	2,034,195	2,226,059	2,300,012
	費 用（円）	34,205,355,470	40,605,776,706	43,974,855,983	47,799,040,244	49,091,770,342
はありんきまゆ施う術	件 数	123,433	120,839	120,658	121,556	124,879
	費 用（円）	202,768,500	198,506,900	198,226,000	199,439,600	205,450,700
	1術（1,500）		1術（1,500）	1術（1,500）	1術（1,500）	1術（1,500）
	2術（1,700）		2術（1,700）	2術（1,700）	2術（1,700）	2術（1,700）

（注）（ ）内は1件当たり給付額

エ 診療費・諸率

年 度 区 分		14	15	16	17	18
受 診 率（％）		708.30	795.48	827.55	879.95	906.28
1件当たり 日数		2.8	2.7	2.7	2.6	2.6
1件当たり費用額（円）		24,844	24,964	24,985	24,886	24,709
1人当たり費用額（円）		175,968	198,585	206,765	218,982	223,937
1人当たり受診日数		20	22	22	23	23
1日当たり費用額（円）		8,985	9,208	9,384	6,722	6,633
出 生 率（％）		0.52	0.59	0.53	0.59	0.63
死 亡 率（％）		1.33	1.41	1.43	1.88	1.93

オ 納付組織（平成19.3.31現在）

名 称 国民健康保険会
組 織 数 94組織
会 員 数 1,384世帯
事 務 費 （保険会の事務費）

ア 当該月の保険料を保険会会員が納期内に完納したとき、保険料領収書1枚につき200円（通常事務費）

イ 保険会会員が保険料の納付方法を口座振替又は自動払込みに変更したとき保険会会員1人につき
1,000円（特別事務費変更時のみの交付）

カ 収納率向上対策

- ・委託業者による電話催告等の初期未納対策
- ・滞納処分の拡大・強化
- ・納付推進員（32人）の臨戸徴収強化
- ・分割納付の進行管理の徹底
- ・管理職特別徴収
- ・納付相談窓口の拡充
- ・口座振替の推進

（3）老人保健医療制度（昭和58年2月1日、国により実施）

対 象 者 本市に居住する75歳以上の者（昭和7年9月30日以前に生まれた者を含む。）、
及び65歳以上75歳未満で障害認定を受けた者

受 給 資 格 者 国民健康保険及び社会保険等の被保険者・被扶養者

実 施 状 況 件数 1,942,134件
経費 61,268,298,544千円（平成18年度）

（4）国民年金（昭和34年11月1日施行）（国民年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

年度 区分		14	15	16	17	18
被 保 険 者	第1号被保険者	117,164	118,096	116,316	114,941	112,797
	任意加入者	1,902	1,908	2,035	1,904	1,830
	第3号被保険者	59,598	58,322	57,293	56,613	55,611
	計	178,664	178,326	175,644	173,458	170,238
保 免 除 料 者	法定免除	5,981	6,167	6,236	6,399	6,523
	申請免除	13,303	13,841	16,864	19,881	17,153
	若年者納付猶予	—	—	—	1,638	1,644
	学生納付特例	9,190	10,598	10,793	10,857	10,428
	計	28,474	30,606	33,893	38,775	35,748
免 除 率 (%)		24.3	25.9	29.1	33.7	31.6



イ 年金受給者及び支給年金額

(単位 千円)

区 分 \ 年 度	16		17		18	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 福 祉 年 金	315	123,084	241	93,854	169	65,479
老 齢 年 金	13,880	6,506,461	12,787	6,024,999	11,766	5,555,701
通 算 老 齢 年 金	8,474	1,972,083	8,044	1,886,576	7,626	1,793,093
老 齢 基 礎 年 金	75,072	49,493,447	80,675	53,258,446	86,172	56,799,985
障 害 年 金	456	406,183	419	374,403	416	370,896
障 害 基 礎 年 金	8,121	7,351,770	8,370	7,548,304	8,827	7,933,208
母 子 ・ 遺 児 年 金	0	0	0	0	0	0
遺 族 基 礎 年 金	587	642,039	556	620,910	557	604,915
寡 婦 年 金	79	38,690	68	32,557	59	27,730
計	106,984	66,533,757	111,170	69,840,049	115,592	73,151,007

ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより
- ・ 市電・市バス内ポスター掲示
- ・ ラジオ広報（FM熊本・熊本シティエフエム）
- ・ 年金出前講座

(5) 生活保護(保護第一課・保護第二課)

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

年度		14	15	16	17	18
区分						
生活 扶 助	世帯	5,518	5,551	5,587	5,748	6,665
	人員	8,052	7,988	7,894	8,062	9,312
	金額(千円)	5,209,436	5,134,645	4,888,445	4,877,666	5,002,071
住 宅 扶 助	世帯	4,879	4,855	4,890	5,055	5,209
	人員	6,855	6,718	6,635	6,804	6,952
	金額(千円)	1,674,456	1,701,922	1,735,333	1,816,337	1,902,497
教 育 扶 助	世帯	479	447	426	438	457
	人員	743	708	665	659	689
	金額(千円)	64,424	61,828	58,370	59,189	63,204
医 療 扶 助	世帯	6,085	6,038	6,064	6,340	6,345
	人員	7,591	7,525	7,471	7,800	7,781
	金額(千円)	10,265,290	9,858,099	9,985,836	10,247,186	10,491,580
介 護 扶 助	世帯	973	1,072	1,145	1,218	1,202
	人員	1,012	1,118	1,192	1,268	1,243
	金額(千円)	194,942	236,637	251,372	251,521	284,704
出 産 扶 助	世帯	1	0.3	1	0.42	0.16
	人員	1	0.3	1	0.42	0.16
	金額(千円)	626	195	1,087	317	672
生 業 扶 助	世帯	2	2	2	144	159
	人員	2	2	2	250	245
	金額(千円)	1,828	767	1,472	32,923	29,051
葬 祭 扶 助	世帯	11	9	12	15	12
	人員	11	9	12	15	12
	金額(千円)	36,819	38,736	41,917	49,119	46,780
保護施設事務費(千円)		144,335	152,760	151,764	169,373	213,608
実 数	世帯	6,665	6,640	6,677	6,948	7,193
	人員	9,312	9,179	9,082	9,391	9,698
	金額(千円)	17,599,585	17,193,416	17,133,205	17,508,247	17,998,167

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

イ 保護率の推移(年度平均)

年度		14	15	16	17	18
区分						
市 県	%	13.98	13.72	13.55	13.98	14.45
	%	8.23	8.24	8.25	8.49	8.75

保
福

ウ 保護措置状況

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
申請件数	1,206	1,072	1,130	1,175	1,166
開始件数	828	715	799	920	970
却下・取下件数	367	377	320	255	193
廃止件数	763	736	618	680	683

エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(平成18年度月平均)

就 業 別		世 帯 数	構 成 比
世帯主が働いている	常用労働者	384	5.3
	日雇労働者	78	1.1
	内職者	16	0.2
	その他の就業者	17	0.2
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		165	2.3
働いている者のいない世帯		6,533	90.8
合 計		7,193	100.0

オ 保護施設

(平19.4.1現在)

種別	施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀杏寮	社会福祉法人	本山 正徳	春日5丁目17番36号	昭35.12	60	40

8 市 民 病 院

熊本市立熊本市民病院は、昭和21年に民生病院として開設され、現在の南館を昭和54年、北館を昭和59年、研究管理棟を平成13年に建設、現在では診療科33科病床数562床（一般病床550床、感染症12床）を有し、一般医療のほか高度・特殊医療を担う総合病院として地域医療を展開している。特に新生児医療については、新生児医療センター58床（NICU15床を含む）を設け、平成16年3月には全県下を網羅する総合周産期母子医療センターとして県から指定を受けた。また、平成15年8月にWHOとユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」の認定、平成17年1月には県から地域がん診療拠点病院の指定を受けた。

(1) 概 要 (平19.6.1現在)

所 在 地 湖東1丁目1番60号

開設年月日 昭和21年2月1日

敷地面積 14,005.13㎡

建物面積 延34,912.79㎡

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建

病 床 数 562床〔一般550床、感染症12床〕

主 な 設 備 脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、Co⁶⁰回転照射装置、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、ラルストロン、ジャイロスコプ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピューテッド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、体外衝撃波結石破碎装置、人工心肺装置

診 療 科 目 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、麻酔科、リウマチ科、血液・腫瘍内科、腎臓科、感染症科、小児循環器科、新生児科、小児心臓外科、代謝内科、臨床病理科、乳腺内分泌外科、救急診療部、集中治療部

職 員 数 603人（医師79人 看護師388人 医療技師78人 事務その他58人）

(2) 経営状況 (平成18年度から附属熊本産院と会計一本化)

(単位 千円)

年度 区分	14	15	16	17	18
収 入	11,242,968	11,720,964	11,432,893	11,571,824	12,159,653
支 出	11,435,355	11,856,498	11,414,406	11,468,680	12,296,332
損 益	△192,387	△135,534	18,487	103,144	△136,679
利 益 剰 余 金	△1,433,649	△1,569,183	△1,550,696	△1,447,552	△1,584,231

(3) 使用料(平19.6.1現在)

特別室A(25室) 1人1日 市内患者4,000円 市外患者6,000円
 個室B(27室) 1人1日 市内患者2,000円 市外患者3,000円
 " C(18室) 1人1日 市内患者1,000円 市外患者1,500円

(4) 科目別診療状況

科目	年度 患者数		14	15	16	17	18
	入	院					
内科	入	院	58,942	59,509	60,788	58,237	57,571
	一日平均入院		161.5	162.6	166.5	159.6	157.7
	外	来	67,952	67,923	68,271	67,279	67,846
	一日平均外来		277.4	276.1	281.0	275.7	276.9
	計		126,894	127,432	129,059	126,516	125,417
精神科	入	院	0	0	0	0	0
	一日平均入院		0	0	0	0	0
	外	来	10,997	10,642	10,593	10,459	10,506
	一日平均外来		44.9	43.3	43.6	42.9	42.9
	計		10,997	10,642	10,593	10,459	10,506
小児科	入	院	27,736	24,870	23,941	24,191	23,394
	一日平均入院		76.0	68.0	65.6	66.3	64.1
	外	来	21,794	19,892	18,675	17,640	16,779
	一日平均外来		89.0	80.9	76.9	72.3	68.5
	計		49,530	44,762	42,616	41,831	40,173
外科	入	院	21,942	24,214	26,784	26,275	25,463
	一日平均入院		60.1	66.2	73.4	72.0	69.8
	外	来	21,564	18,811	20,447	20,732	23,346
	一日平均外来		88.0	76.5	84.1	85.0	95.3
	計		43,506	43,025	47,231	47,007	48,809
整形外科	入	院	20,588	19,784	20,217	20,041	19,954
	一日平均入院		56.4	54.1	55.4	54.9	54.7
	外	来	22,284	21,419	21,691	19,761	17,903
	一日平均外来		91.0	87.1	89.3	81.0	73.1
	計		42,872	41,203	41,908	39,802	37,857
皮膚科	入	院	2,590	2,866	3,796	3,178	3,027
	一日平均入院		7.1	7.8	10.4	8.7	8.3
	外	来	21,462	23,391	24,486	24,961	25,536
	一日平均外来		87.6	95.1	100.8	102.3	104.2
	計		24,052	26,257	28,282	28,139	28,563
泌尿器科	入	院	3,597	3,841	4,219	4,617	4,385
	一日平均入院		9.9	10.5	11.6	12.6	12.0
	外	来	9,073	8,418	8,181	8,314	8,405
	一日平均外来		37.0	34.2	33.7	34.1	34.3
	計		12,670	12,259	12,400	12,931	12,790
眼科	入	院	4,676	4,017	3,419	3,124	2,709
	一日平均入院		12.8	11.0	9.4	8.6	7.4
	外	来	17,989	17,403	16,815	15,555	15,799
	一日平均外来		73.4	70.7	69.2	63.8	64.5
	計		22,665	21,420	20,234	18,679	18,508
耳鼻 いんこう科	入	院	7,828	7,434	7,026	7,582	6,419
	一日平均入院		21.4	20.3	19.2	20.8	17.6
	外	来	10,904	10,966	11,684	12,264	11,952
	一日平均外来		44.5	44.6	48.1	50.3	48.8
	計		18,732	18,400	18,710	19,846	18,371
産婦人科	入	院	20,298	20,836	19,321	18,751	16,488
	一日平均入院		55.6	56.9	52.9	51.4	45.2
	外	来	20,620	20,107	19,086	19,719	19,118
	一日平均外来		84.2	81.7	78.5	80.8	78.0
	計		40,918	40,943	38,407	38,470	35,606

科目	年度 患者数		14	15	16	17	18
	入	院					
歯 科	入	院	199	262	298	175	277
	一日平均入院		0.5	0.7	0.8	0.5	0.8
	外	来	14,192	14,830	14,515	13,558	11,623
	一日平均外来		57.9	60.3	59.7	55.6	47.4
	計		14,391	15,092	14,813	13,733	11,900
リハビリテ ーション科 (H18.12まで)	入	院	150	26	117	0	15
	一日平均入院		0.4	0.1	0.3	0.0	0.1
	外	来	10,598	7,528	6,881	6,379	4,512
	一日平均外来		43.3	30.6	28.3	26.1	24.3
	計		10,748	7,554	6,998	6,379	4,527
放 射 線 科	入	院	2	0	2	0	0
	一日平均入院		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外	来	5,022	7,907	8,421	7,387	8,283
	一日平均外来		20.5	32.1	34.7	30.3	33.8
	計		5,024	7,907	8,423	7,387	8,283
麻 酔 科	入	院	117	126	130	84	7
	一日平均入院		0.3	0.3	0.4	0.2	0.0
	外	来	4,369	3,911	3,132	3,236	3,449
	一日平均外来		17.8	15.9	12.9	13.3	14.1
	計		4,486	4,037	3,262	3,320	3,456
こ う 門 科 (H18.12まで)	入	院	6,649	7,284	6,465	6,228	5,125
	一日平均入院		18.2	19.9	17.7	17.1	18.6
	外	来	5,044	4,801	4,744	4,675	3,677
	一日平均外来		20.6	19.5	19.5	19.2	19.8
	計		11,693	12,085	11,209	10,903	8,802
形 成 外 科 (H18.12まで)	入	院	1,356	2,455	542	0	0
	一日平均入院		3.7	6.7	1.5	0.0	0.0
	外	来	2,109	3,314	723	0	0
	一日平均外来		8.6	13.5	3.0	0.0	0.0
	計		3,465	5,769	1,265	0	0
脳神経外科	入	院	4,638	4,959	3,306	2,700	3,807
	一日平均入院		12.7	13.5	9.1	7.4	10.4
	外	来	3,699	3,668	3,190	2,841	3,141
	一日平均外来		15.1	14.9	13.1	11.6	12.8
	計		8,337	8,627	6,496	5,541	6,948
小 児 心 臓 外 科	入	院	2,038	2,200	1,170	1,923	1,100
	一日平均入院		5.6	6.0	3.2	5.3	3.0
	外	来	84	124	74	103	102
	一日平均外来		0.3	0.5	0.3	0.4	0.4
	計		2,122	2,324	1,244	2,026	1,202
心 臓 血 管 外 科	入	院	1,695	2,286	1,631	2,102	1,303
	一日平均入院		4.6	6.2	4.5	5.8	3.6
	外	来	359	444	351	398	389
	一日平均外来		1.5	1.8	1.4	1.6	1.6
	計		2,054	2,730	1,982	2,500	1,692
合 計	入	院	185,041	186,969	183,172	179,208	171,044
	一日平均入院		507.0	510.8	501.8	491.0	473.3
	外	来	270,115	265,499	261,960	255,261	252,366
	一日平均外来		1,102.5	1,079.3	1,078.0	1,046.2	1,040.6
	計		455,156	452,468	445,132	434,469	423,410

(5) 感染症患者収容状況

(単位 人)

区分 \ 年度	14	15	16	17	18
赤 痢	0	0	0	0	0
腸 チ フ ス	0	1	2	0	0
日 本 脳 炎	0	0	0	0	0
コ レ ラ	0	0	0	0	0
パ ラ チ フ ス	0	0	2	0	0
計	0	1	4	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数58床の総合周産期母子医療センター新生児科では、専従医師4名、看護師52名が24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

(単位 人)

項目 \ 年	14	15	16	17	18
出生体重 1,500g未満	125	82	84	82	54
出生体重 1,500～2,500g	181	165	132	117	98
出生体重 2,500g以上	210	202	185	145	122
合 計	516	449	401	344	274
術 後 管 理	21	28	32	38	59
うち新生児専用救急車による搬送者	102	113	80	67	70

(7) 附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和38年河内芳野村立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。昭和63年に老朽化した施設を改築し、平成3年2月1日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成4年4月1日組織変更により現在の熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所となった。

ア 概 要

所在地 河内町野出1410番地

敷地面積 729.50㎡

建物面積 381.47㎡

構 造 木造1階建

診療科目 内科、外科、小児科

イ 利用状況

年度 区分	14	15	16	17	18
外 来 数 (人)	4,742	4,654	4,649	4,583	4,412

(8) 附属熊本産院

附属熊本産院は、昭和20年4月に熊本市本荘町の市立乳児院の一部に本荘産院として開設され、昭和25年7月に児童福祉法に基づく助産施設として熊本市立熊本産院の名称で現在地に新築移転し、社会的使命を担いながら長期間にわたり公立産婦人科病院として、市民の、主に、産科系医療ニーズに応えている。

なお、平成11年4月1日熊本市市民病院へ組織を統合、平成18年4月1日熊本市市民病院附属熊本産院に名称変更がなされた。又、平成14年8月WHO/ユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」に認定された。

ア 概 要

所 在 地 本山3丁目5番11号

敷地面積 3,026.5㎡

建物面積 1,881.2㎡

本 館 鉄筋コンクリート2階建 延1,104.6㎡

新 館 鉄筋コンクリート3階建 延565.5㎡

看護師宿舎 鉄筋コンクリート2階建 延211.1㎡

病 床 数 28床

職 員 数 医師2人 助産師(看護師)16人 医療技術員3人 事務職員4人(平19.6.1現在)

イ 利用状況

年度 区分	14	15	16	17	18
分 娩 数 (人)	332	351	294	288	228
入 院 数 (人)	7,495	7,889	6,087	5,690	5,383
外 来 数 (人)	13,303	13,524	11,687	11,252	10,488
計 (件)	20,798	21,413	17,774	16,942	15,871

ウ 経営状況(平成18年度から市民病院と会計一本化)

(単位 千円)

年度 区分	14	15	16	17
収 入	500,297	455,889	366,920	370,205
支 出	500,247	455,839	366,870	370,155
損 益	50	50	50	50

エ 使用料

個 室(3室)1人1日 500円